

# 令和5年度 名古屋市福祉人材育成支援助成事業

従業員のキャリアアップに資するもの（事業所の指定を受けているサービスに係るものに限る。）で、事業所が負担した試験受験料や研修受講料の4分の3を、事業所のサービス種別に応じて最大20万円まで助成します。

## 1 対象となる試験及び研修(対象経費)

**以下の試験受験料や研修受講料が対象**です。対象となる従業員は、入所者（利用者）に対して、直接的な介護に従事している方です。

社会福祉士国家試験、介護福祉士国家試験、精神保健福祉士国家試験、介護支援専門員実務研修受講試験、介護支援専門員実務研修、介護支援専門員更新研修、介護支援専門員専門研修、介護支援専門員再研修、主任介護支援専門員研修、主任介護支援専門員更新研修、介護職員初任者研修、実務者研修、ユニットリーダー研修、認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、精神科訪問看護基本療養費算定要件研修、生活援助従事者研修、居宅介護職員初任者研修、障害者居宅介護従業者基礎研修、同行援護従業者養成研修、全身性障害者移動介護従業者養成研修、重度訪問介護従業者養成研修、行動援護従業者養成研修、強度行動障害支援者養成研修、名古屋市移動支援事業従業者養成研修、喀痰吸引等研修 ※（第1号・第2号・第3号）、相談支援従事者初任者研修。

○受講時に必須となるテキスト代は対象となりますが、受験対策講座費や参考図書費、交通費、宿泊費、飲食費については対象外です。

※ **障害福祉サービス事業所については本市の対象となります。**なお、介護サービス事業所については、愛知県の研修受講支援事業費補助金（愛知県高齢福祉課 052-954-6814）の対象です。

## 2 助成金額（助成限度額）

事業所が負担した対象経費に4分の3を掛けた金額（事業所のサービス種別に応じて最大20万円まで）を助成します。



サービス種別	助成限度額
訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、居宅介護支援、介護予防支援 障害福祉サービスの居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護を含む。）、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援。	<b>100,000 円</b>
地域密着型サービス（各種）、特定施設入居者生活介護	<b>150,000 円</b>
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院	<b>200,000 円</b>

※それぞれのサービス種別において、介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスを含みます。

### 3 注意事項

- 事業を実施する 10 日前までに申請書類一式を提出してください。（申請を受理し交付を決定するまで、事務手続きに 10 日程度必要であり、交付決定後に行った事業が助成の対象です。）
- 令和6年3月31日までに事業が完了し、経費の支払いが完了するものについて申請いただけます。
- 申請書は、事業所ごとに作成してください。
- 助成限度額に達するまでは、何度でも申請できます。
- 対象経費は、受験料及び受講料(税込)、受講時に必須となるテキスト代(税込)です。
  - ・受験対策講座費、参考図書費、交通費、宿泊費、飲食費などについては、助成対象外です。
  - ・割引やキャッシュバックがある場合は、それらを差し引いた金額が対象経費となります。
- ★申請書類のダウンロード、記入例については、  
NAGOYAかいごネット  
(<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/top/>) を  
ご覧ください。



### 4 申請書提出先・問い合わせ先

サービス種別	申請書提出先 問い合わせ先
訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハビリテーション・通所介護・通所リハビリテーション・短期入所生活介護・短期入所療養介護・居宅介護支援・介護予防支援・地域密着型サービス（各種）・特定施設入居者生活介護・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院 ※介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスを含む。	〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番1号 健康福祉局介護保険課 電話：972-2537
居宅介護（重度訪問介護・同行援護・行動援護を含む。）計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援 ※障害福祉サービス単独で指定を受けている事業所のみ	〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番1号 健康福祉局障害者支援課 電話：972-2558

# 令和5年度 名古屋市外国人介護人材日本語学習 支援事業

身分又は地位に基づく在留資格（※1）、技能実習生（※2）、特定技能（※3）の外国人介護職員が対象で、事業所が負担した日本語学校の入学金や受講料の4分の3を、1人10万円まで助成します。

（※1）永住者（特別永住者含む）、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者

（※2）介護職種の技能実習生

（※3）在留資格「特定技能」の外国人（介護職種に限る。）

## <令和4年度 変更点>

※ 令和4年度から以下2点が変わっています。

- ① 事業名を「名古屋市外国人介護人材育成支援事業」から「名古屋市外国人介護人材日本語学習支援事業」に変更。
- ② 対象者に「在留資格「特定技能」の外国人（介護職種に限る。）」を追加。

## 1 対象となる日本語学校および日本語講習

日本語学校（通学又は通信）および日本語講習の講師が、次のいずれかの有資格者であることが条件です。

- ① 大学（短期大学を除く。）又は大学院において日本語教育に関する教育課程を履修して所定の単位を修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の過程を修了した者
- ② 大学又は大学院において日本語教育に関する科目の単位を26単位以上修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者
- ③ 公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験に合格した者
- ④ 学士の学位を有し、かつ、日本語教育に関する研修であって適当と認められるものを420単位時間以上受講し、これを修了した者

## 2 助成金額（助成限度額）

事業所が負担した対象経費に4分の3を掛けた金額（対象介護職員1人につき、100,000円まで）を助成します。

対象経費：日本語学校への入学金・受講料、日本語教育の外部委託費が対象となります。

※日本語検定試験料や受験対策講座、参考図書、交通費、宿泊費、飲食費については対象外です。

※対象介護職員が既にこの助成金の交付を受けている場合、既に助成された講座より日本語能力レベルの高い講座が助成の対象です。

## 3 対象事業所

名古屋市内の、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、居宅介護支援、介護予防支援、地域密着型サービス（各種）、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅。

※それぞれのサービス種別において、介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスを含みます。

○事業を実施する前（10日程度前をめぐり）に申請書類一式を提出してください。（申請を受理し交付を決定するまで、事務手続きに10日程度必要であり、交付決定後に行った事業が助成の対象です。）

○令和6年3月31日までに事業が完了し、経費の支払いが完了するものについて申請いただけます。

○申請書は、事業所ごとに作成してください。

○対象経費は、日本語学校への入学金・受講料・日本語教育の外部委託費です。

★申請書類のダウンロード、記入例については、NAGOYAかいごネット（<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/ikusei/>）をご覧ください。

## 4 申請書提出先・問い合わせ先

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市役所健康福祉局高齢福祉部介護保険課推進係

TEL 052-972-2537

FAX 052-972-4147

# 令和5年度 名古屋市外国人技能実習生(介護職種) 受入支援事業

外国人技能実習生(介護職種)を雇用する際には、日本語や介護実務などを学ぶ「入国後講習」の受講が必須となっていることから「入国後講習」に係る費用を対象に対象経費の4分の3を最大12万円/人まで助成します。

## 1 補助概要

補助概要は以下のとおりです。

<補助対象事業所>

外国人技能実習生を受け入れる市内介護事業所

<対象経費>

入国後講習に係る費用(講習費、宿泊費、光熱水費・健康診断費)

<助成額>

対象経費の4分の3(上限額12万円/人まで)

## 2 手続き方法

○事業を実施する前(10日程度前をめぐ)に申請書類一式を提出してください。

○申請書は事業所ごとに作成してください。

○令和6年3月31日までに事業が完了し、経費の支払いが完了するものについて申請が可能です。

○対象経費は入国後講習費用の講習費・宿泊費・光熱費・健康診断費です。

○希望の事業所につきましては担当課宛てに必要な書類等の提出が必要となります。

○手続方法および申請書類のダウンロードはNAGOYAかいごネットを

<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/ikusei/>ご覧ください。

## 3 申請書提出先・問い合わせ

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課推進係

TEL (052) 972-2537

FAX (052) 972-4147

# 名古屋市介護職員奨学金返済支援事業

- 👉 市内事業所等に在籍する介護職員の奨学金返済を支援します。
- 👉 キャリアアップすると、より多くの助成が受けられます。

## 対象者（主な要件）

- ・ 市内事業所等（詳細は裏面参照）に常勤の介護職員として雇用されている
- ・ 申請日及び申請年度の末日に市内事業所等に在籍している
- ・ 自ら奨学金を返済している

## 対象となる奨学金

- ・ 日本学生支援機構奨学金（第一種及び第二種）
- ・ 交通遺児育英会奨学金
- ・ あしなが育英会奨学金
- ・ 生活福祉資金貸付制度における教育支援資金（教育支援費及び就学支度金）
- ・ 母子父子福祉資金（修学資金及び就学支度資金）
- ・ 地方公共団体の実施する奨学・育英資金



## 助成額（上限）

- ① 対象者の要件を満たす介護職員  
年額 **15** 万円
- ② ①を満たし、かつ継続3年以上在籍する実務者研修修了者  
年額 **22.5** 万円
- ③ ②を満たし、かつ継続4年以上在籍する介護福祉士有資格者  
年額 **30** 万円

## 助成期間（上限）

5年間（助成開始月から起算して連続する60か月）

## 対象となる事業所等

養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、訪問介護、（介護予防）訪問入浴介護、通所介護、ミニデイ型通所サービス、（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、

（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型通所介護

## 参考：モデルケース（新卒職員を想定）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	助成額 (上限)
就職 1年目													7.5 万円
就職 2年目													15 万円
就職 3年目													15 万円
就職 4年目													22.5 万円
就職 5年目													30 万円
就職 6年目													15 万円

★事業の詳細、申請書類のダウンロード、記入例等については、NAGOYAかいごネット (<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/top/>) をご覧ください。

## 【 申請書提出先・問い合わせ先 】

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 電話：972-2537

中学生向け  
介護の仕事

# 出前講座

## 1. 趣旨

この事業では、市内の中学校を対象に現役介護職員を派遣し、中学生に対して介護の仕事のやりがいや魅力を講義することで介護人材確保にかかる若年者への働きかけを推進することを目的とする。

## 2. 事業内容

### (1) 出前講座の内容

希望があった中学校へ市内介護施設で働く現役の介護職員を派遣し、介護職としての仕事内容や、やりがいなどを講義する。

### (2) 対象

市内の公立中学校（特別支援学校を含む）

### (3) 派遣する講師の手配

各中学校に希望調査（実施月、派遣する職員のサービス種別等）を行い、希望に合わせた人材を派遣できるよう、介護保険課から事業者団体（名古屋市老人福祉施設協議会、名古屋市老人保健施設協会、名古屋市介護サービス事業者連絡研究会）へ講師派遣の依頼を行う。

### (4) 実施方法

所定の申込書により開催日の2か月以上前までにFAXにて申込みを行う。

### 【担当窓口】

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課推進係  
TEL 052-972-2537 FAX 052-972-4147

NAGOYA かいごネット内  
中学生向け介護の仕事「出前講座」  
ホームページQRコード





# 介護ロボットを使って介護負担を減らしませんか？

(介護ロボット等活用推進事業のご案内)

介護ロボットを知っていますか？今、介護現場の労働負担の軽減や利用者の安心・安全なケアを実現するため介護ロボットが活用されています。なごや福祉用具プラザでは介護サービス事業所や障害福祉サービス事業所を対象に、介護ロボット等の導入・活用を支援しています。(相談・対応無料)

介護ロボット等活用  
推進事業リーフレット  
QRコード



介護ロボットは単に入れるだけでは介護負担は減らせません。

皆さまに合わせた介護ロボットの選び方・使い方をなごや福祉用具プラザがお手伝いします！

見たい・触れてみたい

## 普及啓発

- ・介護ロボットの常設展示(約50機種)
- ・セミナーを開催
- ・希望される介護現場にプラザ職員が訪問してセミナーも行います。ホームページやYouTubeで情報提供も行っていますので、ぜひご覧ください。

なごや福祉用具プラザ  
介護ロボット展示コーナー



ウェルフェア2023  
介護ロボット企画展



現場に合うものを選びたい  
・試したい

## コンサルティング・マッチング

専門職が介護現場の課題にあわせた介護ロボットの選び方を助言します。プラザへ来所又は希望される介護現場でお試いただけます。問い合わせは下記までお気軽に問い合わせ下さい。  
電話：052-851-0051  
Eメール: robot@nagoya-rehab.or.jp

現場での用具紹介・お話し



ホームページ  
QRコード



YouTubeチャンネル  
QRコード



導入して効果を出したい

## 介護ロボット導入効果検証

介護事業所を対象に介護ロボットの活用方法や効果を検証します。結果を発表して普及促進を図ります。

これまでの結果はホームページよりご確認ください。

介護ロボット導入施設の  
効果検証の報告の一例

【移乗介助機器 導入施設】  
・職員の移乗時における身体的、精神的負担の軽減  
・利用者のトイレでの排泄機会の増加

【見守り支援機器 導入施設】  
・転倒・転落のリスクのある利用者の危険察知・対応までの時間が短縮され、介護時の心身の負担軽減  
・検知時の状況や行動パターンの把握から未然の事故防止・環境改善

《問い合わせ・相談先》

社会福祉法人 名古屋市総合リハビリテーション事業団 なごや福祉用具プラザ

名古屋市昭和区御器所通3丁目12-1 御器所ステーションビル3F

電話 052-851-0051 FAX 052-851-0056 Eメール robot@nagoya-rehab.or.jp

開館時間：火～日曜日 AM10:00～PM6:00 (月曜日、祝休日、年末年始を除く)

※月曜日が祝休日にあたる日は、翌火曜日も休み



事業団  
マスコットキャラクター  
「りはみん」

名古屋市

# 要介護度等改善事例公表事業

## 事例募集

事業所独自の取り組みをお知らせください

### 随時募集

利用者の心身状況等に改善・向上が見られた取り組み等を本市が収集・公表し、事業所PRや利用者のさらなる意欲向上等につなげます。

- 要介護度の改善事例
- ADL、IADL、QOLの向上事例
- 職場環境改善事例
- コロナ禍での新たな取り組みの紹介 等

ご報告いただいた事例はNAGOYAかいごネットへ掲載します

URL <https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/docs/2021032400024/>

ご報告はメールで

MAIL: a2592@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

名古屋市介護保険課指導係

## 名古屋市緩和ケア認定看護師等資格取得支援事業のお知らせ

名古屋市では、緩和ケアに従事する人材の育成を支援するため、令和4年4月より、緩和ケア認定看護師等の資格取得についての支援事業を以下のとおり開始しております。

内容をご確認いただき、対象となる方がおりましたらご活用ください。

### 1 対象資格

緩和ケア認定看護師、緩和薬物療法認定薬剤師

### 2 補助対象者

名古屋市内の訪問看護ステーション、病院、診療所

### 3 補助対象額（上限）

緩和ケア認定看護師 : 看護師1人あたり2,500,000円

緩和薬物療法認定薬剤師 : 薬剤師1人あたり30,000円

### 4 事業詳細

別紙の案内チラシをご確認ください。

交付要綱や申請書類は、市公式ウェブサイトに掲載しております。

<https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000151867.html>

(「名古屋市 緩和ケア認定看護師等」で検索可能です。)

### 5 その他

- ・本事業は「名古屋市緩和ケア認定看護師等資格取得支援事業補助金交付要綱」に基づいて実施されます。申請前に交付要綱の内容を、必ずご確認ください。
- ・本事業の補助対象者は「訪問看護ステーション、病院、診療所」となりますので、看護師または薬剤師本人による申請はできません。
- ・医療機関等からの対象経費の支出は、補助金の交付決定を受けた後に行う必要があります。(補助金の交付決定を受ける前に、対象経費を支出することができません。)

(名古屋市健康福祉局健康部健康増進課)

# 名古屋市 緩和ケア認定看護師等 資格取得支援事業のお知らせ

がん患者等への緩和ケアの診療体制の充実と医療の質の向上のため、緩和ケアに携わる看護師又は薬剤師の養成に係る資格取得経費を負担する医療機関等に経費の一部を助成します。

## 対象資格

- ①緩和ケア認定看護師      ② 緩和薬物療法認定薬剤師

## 補助対象者

名古屋市内の病院、診療所、訪問看護ステーション

## 対象経費 及び 補助対象 上限額

### ① 緩和ケア認定看護師

補助対象上限額合計 …… 看護師一人あたり 2,500,000円

対象費目	対象経費	補助対象上限額
授業料等	入学金、授業料、審査料、認定料	1,150,000円
宿泊費	受講期間中の宿泊費	350,000円
代替職員人件費	受講期間中の代替職員の人件費 (給料、賃金、報酬、諸手当、社会保険料)	1,000,000円

### ② 緩和薬物療法認定薬剤師

補助対象上限額合計 …… 薬剤師一人あたり 30,000円

対象費目	対象経費	補助対象上限額
審査料等	審査料、試験料	30,000円

## 補助率

4分の3

## 申請から補助金交付までの流れ



看護師・薬剤師等  
(又は教育課程等実施機関等)

③ 対象経費の支出

裏面の  
注意事項を  
参照!



医療機関等

① 補助金の交付申請

② 補助金の交付決定

④ 実績報告

⑤ 補助金額の確定

⑥ 補助金の請求

⑦ 補助金の交付



名古屋市

## ● 補助金の申請

次の書類をご用意ください。

- ① 交付申請書（第1号様式）
- ② 事業計画書（別紙1）
- ③ 所要額調書（別紙2）
- ④ 事業に係る収支予算書（別紙3）
- ⑤ 雇用契約書等（雇入通知書）

（内容によっては、追加で必要書類を提出していただく場合があります。）

※ 本事業は「名古屋市緩和ケア認定看護師等資格取得支援事業補助金交付要綱」に基づいて実施されますので、申請前に内容をご確認ください。



要綱や申請書類は  
名古屋市公式ウェブサイトに  
掲載しております。

## ● 補助金の申請期限

対象資格	対象経費	申請期限
緩和ケア 認定看護師	入学金	入学日の14日前 ただし、4月入校の場合は4月末日
	授業料	授業開始日の14日前 ただし、4月授業開始の場合は4月末日
	宿泊費	看護師が当該資格取得に係る受講を目的とした宿泊を開始する日の14日前 ただし、4月に宿泊する場合は4月末日
	代替職員人件費	看護師が当該資格取得に係る受講のために不在となる日の14日前 ただし、4月に不在となる場合は4月末日
	審査料・認定料	審査日の14日前
緩和薬物療法 認定薬剤師	審査料・試験料	認定試験申請日の14日前

なお、令和4年4月末日を申請期限とする申請については、**令和4年6月末日を申請期限**としております。

申請書  
提出先

郵送  
の場合

〒460-8505 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市健康福祉局健康増進課 まで

持参  
の場合

受付窓口 名古屋市健康福祉局健康増進課（市役所本庁舎2階）

受付時間 平日（月曜日から金曜日まで。年末年始除く） 9:00～17:00

## 注意事項

- ・ 申請書等は看護師又は薬剤師お一人ごとに作成してください。
- ・ 補助対象上限額に達するまで、何度でも申請できます。
- ・ 医療機関等からの対象経費の支出は、看護師等又は教育課程等実施機関等のいずれに対しても可能ですが、当該支出は補助金の交付決定を受けた後に行う必要があります（補助金の交付決定を受ける前に、医療機関等は対象経費を支出することはできません）。
- ・ 本事業は教育課程修了後、所属機関で2年以上従事することを前提として補助金を交付しています。

お問い合わせ先

名古屋市健康福祉局健康増進課

電話 052-972-2637

FAX 052-972-4152

## 名古屋市若年がん患者の在宅ターミナルケア支援事業のお知らせ

名古屋市では、若年のがん患者の方が、住み慣れた自宅で自分らしく安心して日常生活を送ることができるよう、平成30年4月より、在宅サービスにかかる利用料等を助成するなど、在宅におけるターミナルケアを支援する事業を実施しておりますが、令和5年4月より対象年齢を、20歳以上40歳未満の方に加え、20歳未満の方にも拡大しました。

なお、サービス提供事業者となるには、本市への届出が必要となりますので、本市ウェブサイト等に掲載の実施要綱をご確認いただきますよう、よろしく願いいたします。また、支援の対象となる方がおられましたら、ご周知いただきますようお願いいたします。

### 1 助成対象者（※次の項目のすべてに該当する方）

- ・0歳以上40歳未満の市民の方
- ・がん患者（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断された方）で、在宅生活の支援や介護が必要な方
- ・他の制度（障害者総合支援法、児童福祉法等）において、同様の支援を受けることができない方

### 2 助成対象額（※自己負担1割）

- ・在宅サービス、福祉用具の貸与にかかる費用 6万円/1か月
- ・福祉用具の購入にかかる費用 10万円/年
- ・住宅改修にかかる費用 20万円

### 3 事業詳細

別紙の案内チラシをご確認ください。

交付要綱や申請書類は、市公式ウェブサイトに掲載しております。

<https://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/8-2-7-0-0-0-0-0-0-0.html>

（「名古屋市 がん患者の支援」で検索可能です。）

### 4 サービス提供事業者

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定特別給付事業者の指定を受けた事業者のうち、本市に届出書を提出した事業者

※届出書は上記の市公式ウェブサイトに掲載しております

※サービスの内容及び費用の算出については、サービス提供時点での介護報酬に基づくものとしています

（名古屋市健康福祉局健康部健康増進課）

# 在宅ターミナルケア 支援事業のご案内

名古屋市では、平成30年4月から、若年のがん患者の方が、住み慣れた自宅で自分らしく安心して日常生活を送ることができるよう、在宅サービスにかかる利用料等を助成するなど、在宅におけるターミナルケアを支援する事業を実施しています。

令和5年4月より対象年齢を、20歳以上40歳未満の方から、0歳以上20歳未満の方にも拡大しました。

## ● 対象者 次の項目のすべてに該当する方

0歳以上  
40歳未満の  
市民の方

がん患者(医師が一般に認められている  
医学的知見に基づき、回復の見込みがない  
状態に至ったと判断された方)で、  
在宅生活の支援や介護が必要な方

他の制度において  
同様の支援を  
受けることができない方

## ● 支援の内容

区分	サービスの種類	上限額	自己負担
在宅サービスにかかる利用料の助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問介護</li> <li>訪問看護</li> <li>訪問リハビリテーション</li> <li>夜間対応型訪問介護</li> <li>生活援助型配食サービス</li> <li>訪問入浴介護</li> <li>居宅療養管理指導</li> </ul>	6万円 /1か月	1割
福祉用具の貸与にかかる費用の助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>手すり、スロープ(工事を伴わないもの)</li> <li>歩行器</li> <li>車いす</li> <li>特殊寝台</li> <li>体位変換器</li> <li>移動用リフト</li> <li>歩行補助つえ</li> <li>車いす付属品</li> <li>特殊寝台付属品</li> <li>床ずれ防止用具</li> <li>自動排泄処理装置</li> <li>その他必要と認められるもの</li> </ul>		
福祉用具の購入にかかる費用の助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>腰掛便座</li> <li>簡易浴槽</li> <li>移動用リフトのつり具の部分</li> <li>自動排泄処理装置の交換可能部品</li> <li>入浴補助用具</li> <li>その他必要と認められるもの</li> </ul>	10万円 /1年	1割
住宅改修にかかる費用の助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>手すりの取付け</li> <li>滑り防止等のための床または通路面の材料の変更</li> <li>洋式便座への取替え</li> <li>段差の解消</li> <li>引き戸等への扉の取替え</li> <li>その他前述の工事に付帯して必要な工事</li> </ul>	20万円	1割

※1 他の制度(障害者総合支援法、児童福祉法等)において同様の支援を受けられる場合は本制度による助成は受けられません ※2 生活保護世帯に属する方の自己負担は無料

在宅生活に  
かかる相談支援

名古屋市がん相談・情報サロン「ピアネット」が相談支援を行います!

在宅サービス利用等にかかる相談

サービス利用計画書の作成

サービス提供事業者等との連絡調整等

### 1か月6万円の在宅サービスを利用した場合の例



- いったんは全額を負担していただき、自己負担1割の方は9割分を、生活保護世帯に属する方は全額を助成します。(償還払い)
- 上限額を上回る利用料については、ご本人の負担となります。
- 1か月あたりの助成の上限額は、在宅サービスにかかる利用料の助成の例では、自己負担1割の方は最大で5万4千円、生活保護世帯に属する方は最大で6万円となります。

## 利用の流れ

### ① 利用申請

利用者は、申請書と主治医の意見書を名古屋市がん相談・情報サロン「ピアネット」に提出してください。

#### 提出書類

- ・名古屋市若年がん患者の在宅ターミナルケア支援事業利用申請書
  - ・意見書
- ※意見書の作成にかかる費用は、利用者負担になります。

### ② 利用決定の通知

申請内容を審査し、名古屋市から決定通知書を郵送します。

### ③ サービスの利用

利用者は、サービス提供事業者等と契約を行い、サービス利用を開始してください。  
(利用決定前に利用したサービスについては、利用申請日にさかのぼって助成対象になります。)

### ④ サービス利用料の支払い

利用者は、サービス提供事業者から請求された額の全額をいったんは支払い、領収書とサービスの内容・利用回数・金額が記載された明細書を必ず発行してもらってください。

### ⑤ 助成金の請求

利用者は、請求書と領収書・明細書を名古屋市がん相談・情報サロン「ピアネット」へ提出してください。(郵送可)

#### 提出書類

- ・名古屋市若年がん患者の在宅ターミナルケア支援事業助成金交付請求書(自己負担分を除く金額)
- ・サービス提供事業者等の領収書の写し
- ・サービスの内容・利用回数・金額が記載された明細書の写し

### ⑥ 申請者への支払い

請求内容を審査し、名古屋市から指定の口座に助成金を支払います。

#### 申請に必要な書類はどこでもらえるの？

交付申請書や委任状等の、申込みに必要な書類は、ピアネット等で配布しています。  
名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードも可能です。  
名古屋市公式ウェブサイト <https://www.city.nagoya.jp/kurashi.category/8-2-7-0-0-0-0-0-0-0.html>



### 相談・申込先

利用申請の受付は、名古屋市がん相談・情報サロン「ピアネット」において行います。  
また、在宅サービス利用等にかかる相談、サービス利用計画書の作成、サービス提供事業者等との連絡調整など、ピアネットがお手伝いさせていただきます。お気軽にご相談ください!!

がん治療体験者の「ピアサポーター」があなたのお手伝いをします。

## 名古屋市がん相談・情報サロン「ピアネット」



がんの悩みや不安を聞いてほしい

がんのことを調べたい

まずはお電話を! TEL. **052-243-0555**

名古屋市中区大須4-11-39 川本ビル2階  
FAX:052-243-0556 E-mail:pia@me-net.org  
HP:<https://pia-net.jp/>

開館日時 火～土曜日 10:00～16:00



## 子育て総合相談窓口（子育て世代包括支援センター）のご案内

近年、育児期にある方（世帯）が親の介護も同時に担う「ダブルケア」問題や、本来大人が担うような家事や家族の世話を子どもが担う「ヤングケアラー」問題が指摘されるようになっております。

介護支援専門員等におかれましては、利用者の心身や家族の状況等に応じた適切なケアプランを作成していただくとともに、利用者の家族等に育児に悩まれている介護者がいらっしゃいましたら、保健師等が子育ての様々な相談にお応えする子育て総合相談窓口（子育て世代包括支援センター）が各保健センターにありますので、ご紹介いただきますようお願いいたします。

保健センター	電話番号	保健センター	電話番号
千種	757-7033	熱田	679-3086
東	979-3588	中川	364-0065
北	910-6815	港	655-8745
西	529-7105	南	619-7086
中村	483-6811	守山	797-5220
中	269-7155	緑	899-6518
昭和	745-6030	名東	769-6288
瑞穂	837-3285	天白	847-5981

■ 電話相談

月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前8時45分～午後5時15分

■ 面接相談

月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時00分～午後4時30分

家族を支えている  
ヤングケアラーは、  
かっこいい。

でも、  
一人で頑張らないで、  
誰かを頼ったっていい。

子どもが子どもで  
いられる街に。

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されているような  
家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。  
責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

子どもが子どもでいられる街に



ヤングケアラーについて  
詳しくはこちら

<https://www.mhlw.go.jp/young-carer/>



## ？ ヤングケアラーって？

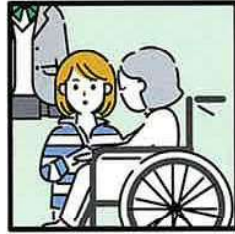
「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。  
責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



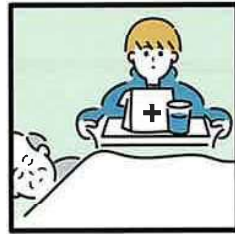
日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

## ？ ヤングケアラーは「ふつうのこと」？

家族の手伝い・手助けをするのは「ふつうのこと」と思うかもしれませんが、  
でも、学校生活に影響が出たり、こころやからだに不調を感じるほどの重い負担がかかっている場合は、  
すこし注意が必要です。



学校の先生・スクールカウンセラー・  
スクールソーシャルワーカー・親戚の人・友達など、  
信頼できる相手に相談してみましょう。

厚生労働省の特設ホームページでも、様々な相談先を紹介しています。

<https://www.mhlw.go.jp/young-carer/>



令和5年4月

関係各位

名古屋市健康福祉局長

## 福祉避難所の設置・運営へのご協力をお願い

日頃は本市の福祉行政にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。本市では、南海トラフ巨大地震を始めとする大規模災害への事前の備えとして、避難に際し配慮の必要な方（障害のある方、要介護・要支援認定のある方等）を対象とした「福祉避難所」の指定又は協定を締結（以下、「指定等」という。）することを推進しているところです。

福祉避難所は、身体等の状況や医療的ケアの面で、入院や介護施設への入所の必要はないものの、小中学校等の一般の指定避難所では、段差・トイレ等で生活に支障をきたす方に避難していただく施設です。

発災直後、原則として当該施設のサービス利用者とその家族のうちあらかじめ特定した方を速やかに受け入れる指定福祉避難所と、一般の指定避難所に避難していただいた後に、その方々の状況を確認した上で移動していただく協定福祉避難所があります。

福祉避難所は、東日本大震災や平成28年熊本地震においても被災地の各地に設置され、要配慮者の避難支援対策の中でも重要な役割を担っています。

福祉施設・事業所の皆様におかれましては、福祉避難所の指定等についてご検討くださいますようお願い申し上げます。

ご連絡いただきましたら、個別に訪問しご説明させていただきます。

（参考）

福祉避難所指定等か所数

189か所（令和5年4月1日現在）

指定等している主な事業所種別

（高齢者福祉施設）通所介護事業所、特別養護老人ホーム（通所介護併設）等  
（障害者福祉施設）生活介護事業所、就労継続支援事業所等

【本件のお問い合わせ先】 名古屋市健康福祉局監査課（西村・落合）

TEL 052-972-2510 Fax 052-972-4150

E-mail: a2510-03@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

福祉避難所とは

福祉避難所とは、一般の指定避難所や福祉避難スペースでの生活が困難な要配慮者（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する方）を対象とした避難所であり、バリアフリー等の設備・体制が整った社会福祉施設等を利用して開設されます。本市の福祉避難所には、指定福祉避難所と協定福祉避難所があります。※指定福祉避難所と協定福祉避難所の相違点については、資料2参照

指定福祉避難所・協定福祉避難所

社会福祉事業を行う事業所のうち、次に掲げる基準を満たす施設を、指定福祉避難所として指定又は協定福祉避難所として協定を締結させていただきます。

<p>&lt;指定福祉避難所&gt;</p> <p>① 速やかに、特定の要配慮者の受け入れ、生活関連物資を避難者に配付することが可能な構造又は設備を有するものであること</p>	<p>&lt;協定福祉避難所&gt;</p> <p>① 一般の指定避難所において、行政職員が振り分けをした要配慮者の受け入れが可能な構造又は設備を有するものであること</p>
<p>&lt;指定福祉避難所・協定福祉避難所共通&gt;</p> <p>② 土砂災害（特別）警戒区域の区域外に位置すること</p> <p>③ 過去の浸水実績や浸水予測結果から判断し、避難者の安全空間（階）を確保できること</p> <p>④ 耐震・耐火構造の建築物で、原則としてバリアフリー化がされていること</p> <p>⑤ 避難者用スペース（1人当2㎡）が確保でき、利用にあたり無料であること</p>	

※ 福祉避難所を開設しながら通常事業を再開することは差し支えありません（再開にあたっては事業所管課にご相談ください）。

※ 想定している事業所は、主にデイサービス等通所事業を行う施設ですが、特別養護老人ホーム等入所施設についても、入所者（緊急入所を含む）の処遇に支障がない範囲でご検討ください。

福祉避難所の対象者

身体等の状況や医療面でのケアの必要性から介護保険施設や病院等へ入所・入院するに至らない方であって、避難所での生活において配慮を必要とする方とします。

対象者を介助する方も、対象者本人とともに福祉避難所に避難することができます（介助者は1人までとし、要配慮者数には算入しません）。※対象者の避難の流れについては、資料3参照

車いす利用者や一人での移動が困難な方など、小・中学校では段差があってトイレに行けないような方のために、ハード面で適している避難所に移ってもらうということを想定したもので、福祉避難所自体に対象者の介護をお願いするものではありません。

福祉避難所の事業内容

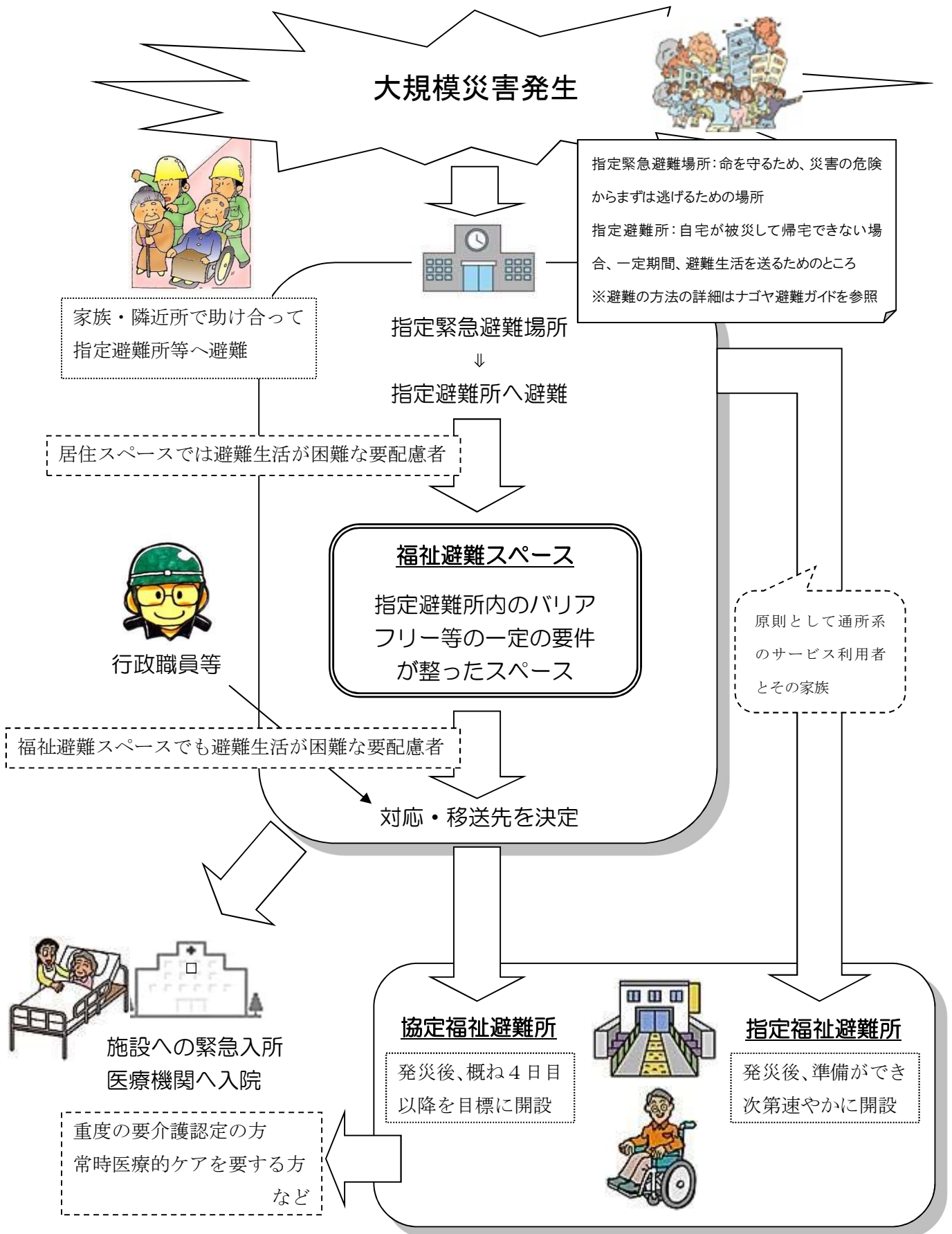
- ① 福祉避難所の設置、維持及び管理【夜間の宿直を含め1人以上の配置】  
〔以下は個々の事業所の状況に応じて事前に取り決めます〕
- ② 被災した要配慮者の福祉避難所への移送
- ③ 被災した要配慮者や家族からの相談を受けたり、福祉・保健医療サービスを受けられるよう関係機関への連絡調整（要配慮者を概ね10人受け入れ、相談員を1人配置した場合に限る）
- ④ 食事の提供や生活必需品の支給

災害救助法が適用され、法による救助とみなされるものにかかる費用については、全額を市が負担します。

## 福祉避難所制度の主な相違点

名 称	指定福祉避難所	協定福祉避難所
対 象 者	原則として高齢者及び障害者の通所施設のサービス利用者とその家族	発災後に一般の避難所において行政職員が振り分けをした要配慮者とその家族
開 設 の タイミ ング	発災後、準備ができ次第速やかに開設	発災後、4 日目以降を目標
避 難 方 法	発災後、準備ができ次第速やかに避難	まずは一般の避難所へ避難し、そこで行政職員が福祉避難所の対象者を振り分けした後、福祉避難所へ移送
避 難 支 援	発災後、行政からの依頼を待つことなく、施設は安否確認及び避難支援を行う	発災後、行政から依頼があった場合に、施設は可能な範囲で移送に協力
物 資 の 備 蓄	原則として食糧、水等の 3 日分を施設にて予め備蓄 (補助制度を令和 4 年度より開始)	4 日目以降の開設のため、開設に併せて行政が運び入れる (福祉避難所には備蓄しない)
公 表 ・ 公 示	名古屋市地域防災計画に掲載するが、広く公表はしない 施設名、所在地、受入れ対象者を公示	名古屋市地域防災計画に掲載するが、広く公表はしない
費 用	災害救助法による救助とみなされるものにかかる費用について全額を市が負担	同左

# 要配慮者の避難支援のイメージ



# なごや人権施策基本方針

（概要版）

～人間性豊かなまち名古屋の実現を目指して～

（令和2年3月策定）

名古屋市 スポーツ市民局 人権施策推進室

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

TEL 052-972-2583 FAX 052-972-6453

E-mail : a2580@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp



**人権**とは、一人ひとりの市民が個人としての生存と自由を確保し、幸福な社会生活を営むために欠かすことのできない権利であり、人間の尊厳に基づく固有の権利です。

一人ひとりの市民が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現していくためには、人権が調和的に行使され、市民相互の間でともに尊重されること、すなわち「人権の共存」が達成されることが重要です。

「なごや人権施策基本方針」は、まちづくりの基本理念として「人間性の尊重」を掲げる名古屋市基本構想(昭和52年策定)のもと策定された市総合計画を人権の視点から補完するものであり、市政運営の基本理念である「人間性豊かなまち・名古屋」の実現に向けて人権施策を総合的・計画的に推進していくための指針として策定されたものです。

(令和2年3月策定)

## 1 基本理念

市民一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見がない人権感覚にすぐれた「人間性豊かなまち・名古屋」の実現をめざします。

## 2 基本的な視点

### 1 一人ひとりが大切にされるまちづくり

一人ひとりの人権が尊重され互いに人間としての尊厳を認めあい、すべての人が大切にされるまちづくりを推進します。

### 2 多様性を尊重し支えあうまちづくり

誰もが、お互いの生き方や価値観の違いを認めあい、多様性を尊重し支えあうまちづくりを推進します。

### 3 市民の参画と協働によるまちづくり

一人ひとりの市民の主体的な参画と協働により、人権尊重のまちづくりを推進します。

## 3 市の基本姿勢

### 1 一人ひとりの人を大切にする施策の推進

人権尊重の理念を柱にすえた行政運営につとめ、一人ひとりの人を大切にするという視点から施策を推進します。職員は、常に人権を尊重し、公共の福祉の担い手として、公正な判断と誠実な職務遂行につとめます。

### 2 市民が主体となる施策の推進

市民一人ひとりが人権について日常生活の中で主体的に考え、学び、行動することを尊重し、あらゆる場における自主的な市民活動や社会参加を支援します。

### 3 総合的な施策の推進

人権課題が複雑化・多様化する中で、各分野にまたがった人権課題に対しても施策の効果的な連携をはかるなど、市政全般にわたって、人権という視点から施策を総合的に推進します。

## 4 推進体制と進行管理

- 「名古屋市人権施策推進会議」を設置し、人権尊重を基本とした行政運営を行うため、各局区室が緊密な連携をはかりながら、人権施策の総合的・計画的な推進に取り組みます。
- 「人権施策担当課長連絡会議」を設置し、各分野の課題解決や関係施策・事業に関する連絡調整や情報交換を行うとともに、国、愛知県、人権擁護委員会を中心に関係機関との緊密な連携・協力をはかります。
- 分野ごとの個別計画との連携をはかりながら、総合的・計画的に推進します。また、施策内容については、別途実施計画を策定し、取り組み状況を把握するとともに、外部有識者の意見を踏まえ人権の視点から評価を行いながら、適切な進行管理を行っていきます。

## 5 共通施策

### 1 人権に関する教育・啓発

#### ～あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進～

市民一人ひとりが、自らの問題として人権尊重についての理解を深め、主体的に考えて行動するためには、人権教育・人権啓発を積極的に推進することが重要です。

また、人権尊重意識が広くいきわたった地域社会づくりをすすめるため、市民の自主的・主体的な取り組みへの支援と連携をはかっていくことが必要です。

#### 主な施策

- ・人権教育の推進
- ・人権啓発の推進

### 2 人権に関する研修

#### ～人権尊重の理念がより実践されるために～

本市職員においては、人権に関する高い見識と人権を尊重し擁護する姿勢が求められており、多様な研修機会を継続的に確保することが必要です。

また、企業の社会的責任として、人権に配慮した企業活動が求められており、企業における人権尊重の取り組みの支援が必要です。

#### 主な施策

- ・職員研修等の推進
- ・公正な採用選考
- ・企業研修の支援等

### 3 人権尊重のまちづくり

#### ～誰もが安心して安全な生活を営めるまちをめざして～

多様化している市民のまちづくりに対するニーズへの的確な対応が求められており、ハード面の整備だけではなく、人と人とのふれあいや心の豊かさへの配慮など、ソフト面からの取り組みもすすめていく必要があります。

#### 主な施策

- ・都市施設整備におけるバリアフリー化の推進
- ・意識のバリアフリーの推進
- ・情報のバリアフリーの推進
- ・地域で支えあうパートナーシップの推進

### 4 人権に関する相談・支援

#### ～早期解決のための相談・支援を充実～

人権問題の複雑化・多様化により、人権侵害に関する相談内容もさまざまなことから、あらゆる人権相談に対して、迅速で適切な対応ができる機能の充実が必要となっています。

#### 主な施策

- ・相談・支援

## 6 分野別施策

### 1 女性

～男女共同参画社会の実現に向けて～

依然として性差による不利益を取り扱いが、職場・地域・家庭などで発生しているほか、配偶者からの暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害が増加しています。

また、貧困、ひとり親、障害、同和問題（部落差別）、外国籍など様々な困難を抱える人は、性別ゆえの生きづらさなど重なり、より困難な状況に置かれています。女性も男性もお互いに人権を尊重しつつ、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野において平等に参画できるように取り組みを一層推進する必要があります。

#### 主な施策

- ・男女平等参画の総合的な推進
- ・性別にかかわらない人権侵害の解消
- ・男女平等参画推進のための意識改革
- ・方針決定過程への女性の参画
- ・雇甲等における男女平等
- ・家庭・地域における男女の自立と平等参画

### 2 子ども

～子どもの人権が尊重される社会の実現に向けて～

子どもの人権が尊重される社会の実現のためには、市民の一人ひとりが子どもの人権についての正しい理解を深め、子どもの権利を守る文化、社会をつくる必要があります。

いじめや体罰、薬物乱用、児童虐待、子どもたちに対する商業的・性的搾取などの問題に加え、インターネットの発展やスマートフォンの普及による新たな危険から子どもを守ることも必要となっています。

特に増加してきているいじめや児童虐待に対しては、子どもの人権に関する重大問題としてとらえ、子どもの安全確保を最優先に、家庭や地域、学校などの関係機関が連携して早期発見、早期対応につとめるなど、子育てを社会全体で支援していくことが重要です。

#### 主な施策

- ・安心して子どもを育てることができる環境づくり
- ・虐待やいじめの防止と子どもの権利擁護
- ・子どもが健やかに育つ環境づくり
- ・人権教育・豊かな人間性を育む教育の推進

### 3 高齢者

～高齢者が安心して暮らせる社会の実現に向けて～

高齢化が進み、ひとり暮らしや認知症などで支障が必要な高齢者も年々増加しています。こうした高齢者が孤立することなく、地域社会とのつながりの中で安心して暮らせるよう、地域における相談・支援体制の整備など、的確な対応が重要です。

また、認知症など介護を必要とする高齢者への身体的・心理的・経済的虐待といった、人間の尊厳に關わる問題が起きています。高齢者が社会の一員として生涯にわたって健やかで生きがいを持って人生を送ることができるよう、その主体的な生き方が十分尊重されることです。

#### 主な施策

- ・健やかでいきいきとした生活の実現
- ・自立して生活するには不安がある方への支援
- ・地域で安心して暮らすための支援体制の充実
- ・安心して暮らすことのできる生活の場の確保

### 4 障害者

～障害のある人もない人も共に生きる社会の実現に向けて～

障害の有無にかかわらず、誰もが人格と個性を尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現に向けた取り組みが必要です。

障害者による自己決定、自己選択を尊重し、住み慣れた地域において自立した生活や社会参加を進めるため、必要なサービスや社会資源の充実、福祉基盤の整備など、総合的・体系的な施策の推進が重要です。

#### 主な施策

- ・地域における自立した生活の支援
- ・障害者の就労の支援
- ・重度障害者への支援
- ・障害者の学習機会および特別支援教育の充実

### 5 同和問題(部落差別)

～同和問題(部落差別)の早期解決に向けて～

依然として残る結婚や就職などの場面における課題、不動産取引に係る土地調査や戸籍・住民票の不正取得による人権侵害のほか、近年の情報化の進展に伴って、インターネット上で部落差別を助長する書き込みがされるなど新たな問題も生じてきています。

同和問題(部落差別)の解決のためには、市民一人ひとりがさまざまな場や機会を通じて、正しい理解と認識を深めることが重要です。部落差別のない社会の実現に向けて、啓発、教育、相談体制の充実、関係機関・団体企業等と連携した取り組みなど、総合的視点に立った施策を推進していく必要があります。

#### 主な施策

- ・啓発の推進
- ・教育の充実
- ・相談体制の充実
- ・文化センターの運営
- ・部落差別のない地域づくり
- ・えせ同和行為の排除

### 6 外国人

～多文化共生都市の実現に向けて～

出入国管理及び難民認定法の改正により新たな在留資格が設けられるなど、わが国で暮らす外国人はさらに増加し、その国籍も多様化することが見込まれており、国籍を問わず誰にとっても暮しやすい多文化共生の地域づくりを一層推進し、必要が増えています。

日本人も外国人も必要な情報やサービスを受けることができ、安心して暮らせるまちづくりをすすめることにも、外国人等に対する差別や偏見をなくし、人権尊重についての理解を深める人権教育や、多文化共生の意識醸成を図る市民への啓発活動を進め、外国人市民を地域の一員として受け入れることのできる社会を形成していくことが重要です。

#### 主な施策

- ・生活基盤づくり
- ・多様性を活かす社会づくり
- ・誰もが参画する地域づくり
- ・ハイトスピーチの解消に向けた取り組み

### 7 さまざまな人権分野

～あらゆる差別や偏見の解消に向けて～

このほかにも、自殺者・自死遺族等、ホームレスの人、HIV感染者・ハンセン病患者等、犯罪被害者等、性的少数者、刑を終えて出所した人等、アイヌの人々への差別や偏見の問題などがあり、正しい知識の普及と理解の促進を図るとともに、適切な支援を行うことが必要です。また、北朝鮮当局による拉致問題等についても関心と認識を深めていくことが必要です。

#### 主な施策

- ・こころの健康づくりと自殺対策の推進
- ・ホームレス自立支援
- ・感染症に関する正しい知識の普及と理解の促進
- ・犯罪被害者等への支援
- ・性的少数者に対する理解の促進や相談等の支援
- ・さまざまな人権課題に対する理解の促進

### 8 人権を取り巻く課題

～社会情勢の変化に対応して～

インターネットでは、発信者が匿名で容易に情報発信できることから、電子掲示板やウェブサイトにのびのびの中傷や差別を助長する表現、特定の個人のプロバイダーに関する情報の無断掲示などの人権侵害が問題となつています。一人ひとりが個人情報の重要性と個人のプロバイダーについての認識を深めるとともに、インターネットの適正な利用を心がけ、高度情報化社会に対応した人権への理解を深めることが重要です。

また、災害発生時には、適切な避難行動を促すための情報伝達が必要であるとともに、要配慮者への支援や、人権に配慮した避難所運営など、災害時に顕在化する人権問題への対応が必要となつていきます。

#### 主な施策

- ・インターネットの適正な利用とプロバイダーの保護
- ・避難対策・避難生活支援の推進
- ・地域防災力の向上

# 公 告

「人間性豊かなまち・名古屋」をめざして」を次のように宣言する。

平成10年5月1日

名古屋市長

## 「人間性豊かなまち・名古屋」をめざして

～世界人権宣言採択50周年にのぞみ～

基本的人権の尊重は、日本国憲法の基本理念であり、名古屋市においても、まちづくりの基本理念に人間性の尊重を掲げ、これまでも様々な施策を行ってきました。しかしながら、人権については未だ多くの議論がなされ、時代とともに新たな課題も生じています。

本年は、国連総会で世界人権宣言が採択されて50周年の節目にあたります。人権の世紀とも言うべき21世紀を間近にひかえ、一人ひとりの人権に対する意識をより一層高めることが求められています。

世界人権宣言は「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とうたっています。このことを改めて確認し、名古屋市基本構想に掲げる「人間性豊かなまち」をめざして、市民とともに、人権が尊重され差別や偏見がない地域社会の実現に、たゆみことなく努力をつづけていくことをここに宣言します。

## なごや人権啓発センター ソレイユプラザなごや

開館時間

午前9時～午後5時

(研修室は午前9時～午後8時)

休館日

毎週月曜日 (休日の場合はその直後の平日)

年末年始 (12月29日～1月3日)

所在地

〒460-0008

名古屋市中区栄一丁目23-13 伏見ライフプラザ12階

お問合せ

TEL : 052-684-7017

FAX : 052-684-7018

E-mail : a6847017@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp

U R L : <http://www.jinken.city.nagoya.jp/>



地下鉄 伏見駅 6番出口より 南へ徒歩7分



12階

伏見ライフプラザ12階

古紙パルプを含む再生紙を使用しています。

# 高齢者いきいき相談室Q&A

**Q** 高齢者いきいき相談室とはどんなところですか？

**A** 相談室は、身近な場所で市内にお住いの高齢者の生活の中での困りごとに関する相談を受け付け、いきいき支援センターへつなぐための窓口として市内約280か所名古屋市に設置しています。また、相談内容に応じていきいき支援センターと連携して支援を行います。

**Q** 相談は電話でもできますか？

**A** 来所での相談の他、電話でも相談をお受けします。また、必要に応じて訪問による相談にも対応しています。なお、相談費用(訪問を含む)は無料です。

**Q** だれでも相談できますか？

**A** どなたでもご相談いただけます。相談においては、お一人おひとりの生活状況等をふまえて適切に相談支援・助言を行うために、必要に応じて対象となる方のお名前や相談いただいた方との関係等をお聞きする場合がありますが、匿名での相談も可能です。

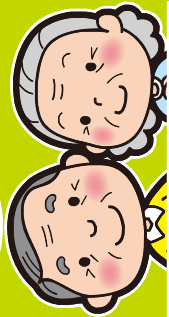
**Q** 高齢者いきいき相談室にはどのような専門職がいますか？

**A** 高齢者いきいき相談室には、介護支援専門員の業務に関して十分な経験があり、介護支援サービスを適切かつ円滑に提供するために必要な業務に関する知識などを有している主任介護支援専門員がいます。また、高齢者いきいき相談室は名古屋市が実施する研修を受講し、資質向上に努めています。

# 元気な高齢者の相談室

## 高齢者

# いきいき



## 相談室

健康・福祉・  
介護など、  
生活の中での  
お困りごとは  
ありませんか？

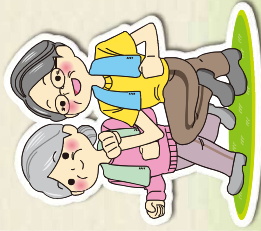
ご相談ください！

**相談無料**

もしかして  
消費者被害？  
高齢者虐待？

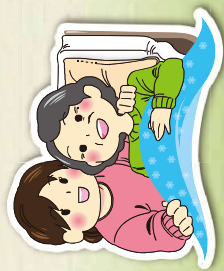


認知症  
どうすれば  
いい？



介護予防  
興味あるけど…

介護保険  
どう申請するの？



地域包括 いきいき相談室一覧

検索



名古屋市

名古屋市では、高齢者のみなさまの身近な相談窓口である「地域包括支援センター」を、「いきいき支援センター」という名称にて運営しています。

## いきいき支援センターをご活用ください

「いきいき支援センター」は、高齢者のみなさまがいつまでも住み慣れた地域で安心して生活できるよう、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職がチームとなって、健康・福祉・介護などさまざまな面から高齢者のみなさまを支える機関です。

### いつまでも元気に！ 介護予防をすすめます

- 要支援・要介護状態になるおそれのある人への支援
- 要支援1・2と認定された人への支援



保健師等

### 高齢者のみなさまの 権利を守ります

- 高齢者虐待・権利擁護  
消費者被害の相談



主任介護支援専門員

## いきいき支援センターって どんなところ？



社会福祉士

### さまざまな問題について 相談に応じます

- 健康・福祉・介護などの総合的な相談
- 認知症に関する相談

### 「認知症の人を介護する ご家族」を支援します

- 家族教室・家族サロン
- 医師（もの忘れ相談医）の専門相談
- 認知症サポーター養成講座の開催

### 孤立しがちな人への見守り支援を行います

- 孤立しがちな人への個別支援
- 見守り電話

### 認知症の早期発見・早期対応へ向けた支援を行います

医療・介護の専門職と専門医とで構成された「認知症初期集中支援チーム」が、認知症が疑われる人、認知症の人とそのご家族への訪問等による支援を通じ、自立生活のサポートをします。

### 認知症の人が安心して暮らせる地域づくりを進めます

認知症地域支援推進員を中心として、地域資源の把握や「なごや認知症カフェ」の運営支援などを行い、認知症の人やそのご家族が暮らしやすい地域づくりを進めます。

■ 開設時間：月～金曜日（祝日・年末年始除く）午前9時～午後5時 ■ 相談費用：無料

■ 設置場所はNAGOYAかいごネットをご参照ください。



## さまざまな問題について相談に応じます

健康・福祉・介護など、生活のなかでお困りのことやご心配なことがありましたら、担当のいきいき支援センターへご相談ください。

また、高齢者が、身近な場所で相談できるよう、委託を受けた居宅介護支援事業所が「高齢者いきいき相談室」を開設しています。いきいき支援センターと連携し、健康・福祉・介護等の相談に応じます。



## いつまでも元気に！ 介護予防をすすめます

### ● 要支援・要介護状態になるおそれのある人には

「基本チェックリスト」により事業の対象者と判定された人は、介護予防・生活支援サービス事業の利用を通じて、介護予防と自立に向けた支援を行います。

### ● 要支援1・2と認定された人には

いきいき支援センター（または、いきいき支援センターから委託された居宅介護支援事業所）が、介護保険サービス等の利用についてご相談に応じます。

## 高齢者のみなさまの権利を守ります

### ● 高齢者虐待について

高齢者への虐待の防止や早期対応を図るため、「高齢者虐待相談センター（電話052-856-9001）」や区役所などの関係機関と連携し、ご相談に応じます。

### ● 権利擁護について

お金の管理や契約などに不安がある高齢者で、身近にご家族がいない場合など、「名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター（※）」や「成年後見あんしんセンター（電話052-856-3939）」と連携し、金銭管理・財産保全や成年後見制度の利用など、権利擁護についてのご相談に応じます。

※名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター

センター	電話番号	担当地域
北部	052-919-7584	東区、北区、西区、守山区
南部	052-678-3030	中村区、中区、熱田区、中川区、港区、
東部	052-803-6100	千種区、昭和区、瑞穂区、南区、緑区、名東区、天白区

### ● 消費者被害について

高齢者を対象にした悪質な訪問販売や住宅リフォームなどの被害が増加しています。契約の際にご心配がある場合や被害の恐れがある場合は、消費生活センター（電話052-222-9671）と連携し、ご相談に応じます。

## 「認知症の人を介護するご家族」を支援します

「認知症の人を介護するご家族」を支援するとともに、認知症の人やご家族が安心して暮らせるよう、地域住民が認知症を正しく理解し、見守りや声かけ、手助けができる地域を目指します。

### ● 家族教室、家族サロン(憩いの場)、医師(もの忘れ相談医)の専門相談、認知症サポーター養成講座

## ● いきいき支援センター（地域包括支援センター）一覧

区	名称	所在地	電話番号 (FAX番号)	担当地域（小学校区名）
千種	千種区東部 いきいき支援センター	千種区桜が丘11-1 ソフィアビル1階	781-8343 (781-8346)	上野、自由ヶ丘、大和、千代田橋、 東山、富士見台、星ヶ丘、宮根
	分室	千種区宮根台一丁目4-24 山内ビル1階	726-8944 (726-8966)	
	千種区西部 いきいき支援センター	千種区西崎町2丁目4-1 千種区在宅サービスセンター内	763-1530 (763-1547)	内山、千石、高見、田代、千種、 春岡、見付
東	東区 いきいき支援センター	東区泉二丁目28-5 東区在宅サービスセンター内	932-8236 (932-9311)	区内全域
	分室	東区矢田四丁目5-11 レジデンスアロー1階	711-6333 (711-6313)	
北	北区東部 いきいき支援センター	北区平安二丁目1-10 第5水光ビル2階	991-5432 (991-3501)	飯田、城北、杉村、辻、東志賀、 宮前、名北、六郷、六郷北
	北区西部 いきいき支援センター	北区清水四丁目17-1 北区在宅サービスセンター内	915-7545 (915-2641)	味鏡、大杉、川中、金城、楠、楠西、 光城、清水、西味鏡、如意
	分室	北区中味鏡三丁目414	902-7232 (902-7233)	
西	西区北部 いきいき支援センター	西区市場木町157 パークサイドなかしま1階	505-8343 (505-8345)	浮野、大野木、中小田井、 比良、平田、比良西、山田
	西区南部 いきいき支援センター	西区花の木二丁目18-1 西区在宅サービスセンター内	532-9079 (532-9020)	稲生、榎、上名古屋、児玉、 栄生、城西、庄内、なごや、 枇杷島、南押切
	分室	西区菊井二丁目2-3 アーバネス菊井ビル2階	562-5775 (562-5776)	
中村	中村区北部 いきいき支援センター	中村区名楽町4丁目7-18 中村区在宅サービスセンター内	486-2133 (486-2140)	稲西、稲葉地、諏訪、豊臣、中村、 日比津、ほのか
	分室	中村区稲葉地本通1丁目3 魚住稲葉地ビル西号室	412-3030 (412-3110)	
	中村区南部 いきいき支援センター	中村区豊国通1丁目14	483-6866 (483-6867)	岩塚、米野、笹島、千成、八社、日吉、 牧野、柳
中	中区 いきいき支援センター	中区上前津二丁目12-23 中区在宅サービスセンター内	331-9674 (331-6001)	区内全域
	分室	中区栄四丁目1-8 中区役所地下2階	262-2265 (262-2275)	
昭和	昭和区東部 いきいき支援センター	昭和区滝川町33 いりなかスクエア3階	861-9335 (861-9336)	伊勝、川原、滝川、広路、八事
	昭和区西部 いきいき支援センター	昭和区御器所三丁目18-1 昭和区在宅サービスセンター内	884-5513 (883-2231)	御器所、松栄、白金、鶴舞、吹上、村雲
	分室	昭和区阿由知通4丁目7 グローバル御器所2C	852-3355 (852-3344)	
瑞穂	瑞穂区東部 いきいき支援センター	瑞穂区佐渡町3丁目18 瑞穂区在宅サービスセンター内	858-4008 (842-8122)	汐路、豊岡、中根、弥富、陽明
	分室	瑞穂区洲山町二丁目21 啓徳名古屋南ビル1階	851-0400 (851-0410)	
	瑞穂区西部 いきいき支援センター	瑞穂区堀田通1丁目18 シティアーク1階	872-1705 (872-1707)	井戸田、高田、穂波、堀田、瑞穂、御劔
熱田	熱田区 いきいき支援センター	熱田区神宮三丁目1-15 熱田区在宅サービスセンター内	671-3195 (671-1155)	区内全域
	分室	熱田区大宝三丁目6-26 シャンボール日比野1階	682-2522 (682-2505)	



区	名称	所在地	電話番号 (FAX番号)	担当地域(小学校区名)
中川	中川区東部 いきいき支援センター	中川区八幡本通2丁目27 コーポ中野1階	354-8343 (354-8341)	愛知、篠原、昭和橋、玉川、露橋、常磐、 中島、西中島、広見、八熊、八幡
	中川区西部 いきいき支援センター	中川区小城町一丁目1-20 中川区在宅サービスセンター内	352-8258 (353-5879)	赤星、荒子、五反田、正色、千音寺、 戸田、豊治、長須賀、西前田、野田、 春田、万場、明正
	分室	中川区春田四丁目119 プリマヴェーラ1階	364-7273 (364-7271)	
港	港区東部 いきいき支援センター	港区港楽二丁目6-32 港区在宅サービスセンター内	651-0568 (651-1167)	稲永、大手、港楽、成章、東海、中川、 西築地、野跡、東築地
	港区西部 いきいき支援センター	港区寛政町6丁目40	381-3260 (381-3261)	小碓、港西、正保、神宮寺、高木、 当知、南陽、西福田、福田、福春、 明德
	分室	港区知多二丁目2215 レーベル1階	309-7411 (309-7412)	
南	南区北部 いきいき支援センター	南区桜台一丁目1-25 桜ビル1階	811-9377 (811-9387)	大磯、春日野、菊住、桜、伝馬、道德、 豊田、明治、呼統
	分室	南区道德通三丁目46	698-7370 (698-7380)	
	南区南部 いきいき支援センター	南区前浜通3丁目10 南区在宅サービスセンター内	819-5050 (819-1123)	笠寺、柴田、大生、宝、千鳥、白水、 宝南、星崎、笠東
守山	守山区東部 いきいき支援センター	守山区小幡南一丁目24-10 守山区在宅サービスセンター内	758-2013 (758-2015)	天子田、大森、大森北、小幡、 上志段味、吉根、志段味西、 志段味東、下志段味、苗代、 本地丘、森孝西、森孝東
	分室	守山区吉根南1401	736-0080 (736-0081)	
	守山区西部 いきいき支援センター	守山区瀬古東二丁目411	758-5560 (758-5582)	小幡北、白沢、瀬古、鳥羽見、西城、 甘軒家、二城、守山
緑	緑区北部 いきいき支援センター	緑区鳴子町一丁目7-1 緑区在宅サービスセンター内	899-2002 (891-7640)	旭出、浦里、大清水、片平、神の倉、 熊の前、黒石、小坂、常安、滝ノ水、 戸笠、徳重、長根台、鳴子、鳴海東部、 桃山
	分室	緑区徳重五丁目625 アーバニティ幸1階	877-9001 (877-8841)	
	緑区南部 いきいき支援センター	緑区左京山3038	624-8343 (624-8361)	相原、有松、大高、大高北、大高南、 桶狭間、太子、鳴海、南陵、東丘、 平子、緑
名東	名東区北部 いきいき支援センター	名東区上社一丁目802 名東区在宅サービスセンター内	726-8777 (726-8776)	猪高、猪子石、香流、北一社、引山、 藤が丘、平和が丘、本郷、豊が丘、 蓬来
	分室	名東区明が丘124-2 ami ami annex 2階	771-7785 (771-7702)	
	名東区南部 いきいき支援センター	名東区にじが丘2丁目7 アーバンラフレ虹ヶ丘西2号棟	720-6121 (720-5400)	梅森坂、上社、貴船、極楽、高針、 西山、前山、牧の原、名東
天白	天白区東部 いきいき支援センター	天白区原一丁目301 天白区在宅サービスセンター内	809-5555 (385-8451)	相生、植田、植田北、植田東、植田南、 しまだ、高坂、原、平針、平針北、 平針南
	分室	天白区原五丁目1303 三和シャトー1階	808-5400 (808-5322)	
	天白区西部 いきいき支援センター	天白区大坪二丁目604	839-3663 (839-3665)	大坪、表山、天白、野並、八事東、山根

発行/名古屋市健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課  
編集/社会福祉法人 名古屋市社会福祉協議会

TEL 972-2549 FAX 955-3367  
TEL 734-7109 FAX 734-7129

印刷業者：名古屋ライトハウス明和寮  
発行年月：令和5年4月 発行部数 60,000部

この印刷物は、古紙/パルプを含む再生紙を使用しています。

## なごや認知症の人おでかけあんしん保険事業について

認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくりを推進するため、認知症の人が起こした事故に関する損害賠償等を補償する「なごや認知症の人おでかけあんしん保険事業」を実施しています。保険の加入に必要な申請書類は、各区役所福祉課、保健センター、市内のいきいき支援センターに配架しています。

### ○事業概要

#### (1) 対象者

名古屋市内に住所を有し、認知症の診断を受けた人

#### (2) 補償内容

個人賠償責任保険	補償上限額：2億円
給付金（※）	補償上限額：3000万円 （事故の相手方が市民で死亡又は後遺障害となった場合）
	補償額：15万円 （事故の相手方が市民以外で死亡した場合）
保険料	無料 （市が保険契約者となり、保険料の全額を支払います）

※ 給付金は誰も賠償責任を負わない場合に事故の相手方に対して支払うものです。

○問い合わせ先 名古屋市認知症相談支援センター

電話番号 052-734-7099 FAX 052-734-7199

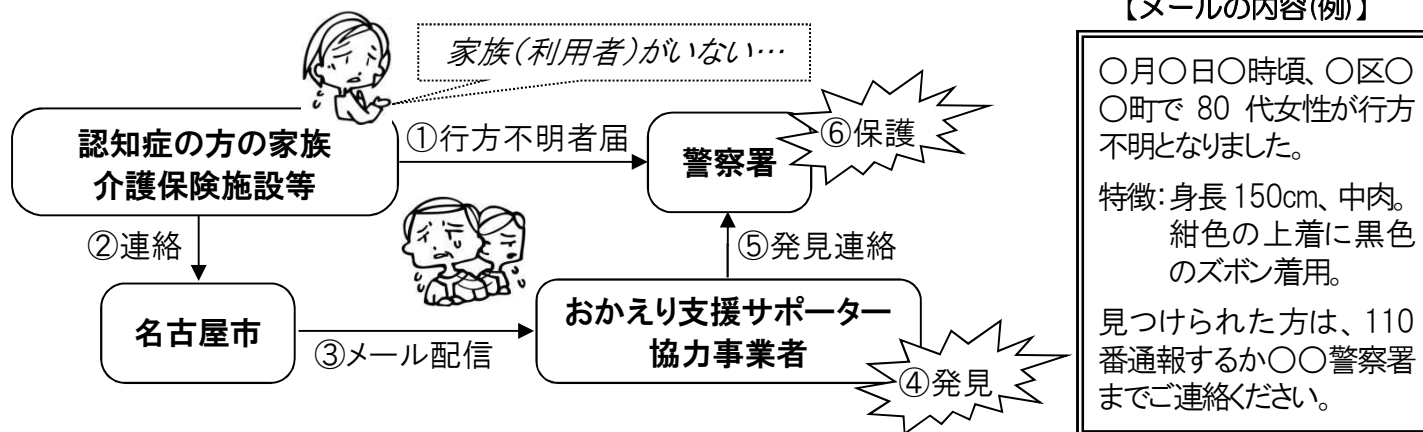
（ 年末年始、祝日を除く月～金 9：00～17：00 ）

# 「はいかい高齢者おかえり支援事業」ってなに？

はいかい高齢者おかえり支援事業は、認知症の方の徘徊による事故を防止するため、地域の皆さんの協力を得て、徘徊されている方を早期に発見する取り組みです。

徘徊のおそれがある方の情報を登録した上で、その方が行方不明となった場合に、家族等からの依頼により、行方不明となった方の身体的特徴や服装等の情報をおかえり支援サポーターや協力事業者に対してメールで配信し、情報提供をお願いするものです。

※「おかえり支援サポーター」とは、この事業に協力いただく方々のことです。（市内にお住まいの方に限らず、市外にお住まいの方も「おかえり支援サポーター」になることができます。）



## ☆事業を利用するためには事前に登録が必要です☆

### だれでも登録することができるの？

登録することができるのは、名古屋市内に在住し、徘徊のおそれがある認知症の方(若年性認知症の方を含む。)です。なお、市内の介護保険施設や認知症高齢者グループホーム等を利用されている方も登録することができますが、親族や成年後見人等の同意が必要となります。

### 登録するにはどうしたらいいの？

◆受付窓口◆登録希望者の居住地を担当する「いきいき支援センター」

※いきいき支援センターの所在地等の情報は裏面をご参照ください。

◆受付時間◆月～金曜日(祝休日・年末年始を除く。) 午前9時～午後5時

◆登録費用◆無料

◆登録方法◆登録希望者の親族・成年後見人等、または利用している施設の職員の方に、登録届を受付窓口までご持参いただきます。

※登録届は、いきいき支援センターで配布しているほか、名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードすることもできます。

【名古屋市公式ウェブサイト <http://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000038313.html>】

問合せ先:名古屋市健康福祉局高齢福祉部 地域ケア推進課

TEL:972-2549

FAX:955-3367

E-mail:a2280@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp



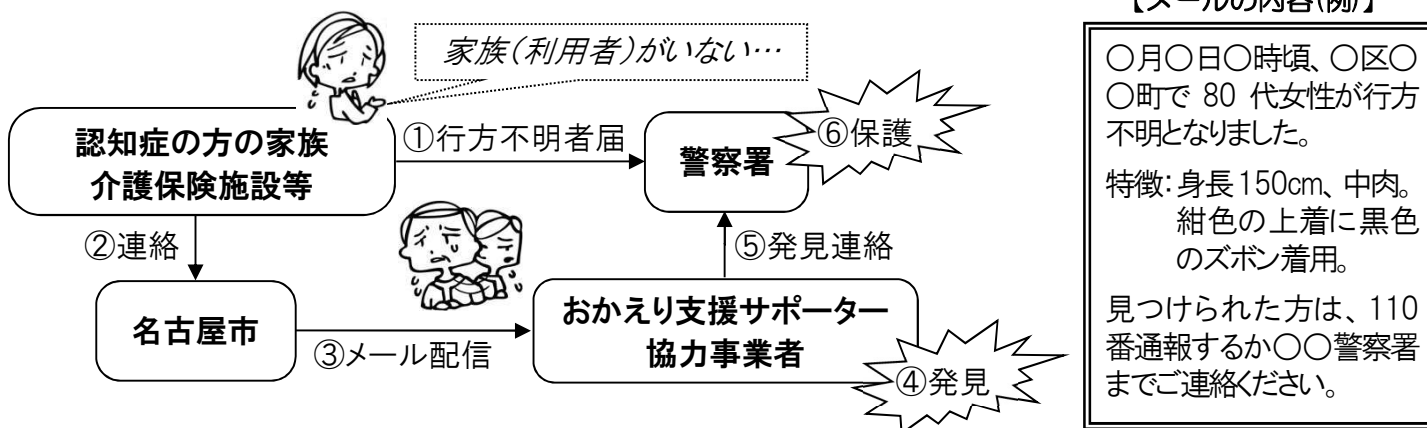
## いきいき支援センター 一覧

名 称	所 在 地	電話番号	担当地域(小学校区)
千種区東部いきいき支援センター	千種区桜が丘 11-1 ソフィアビル 1F	781-8343	上野、自由ヶ丘、大和、千代田橋、東山、富士見台、星ヶ丘、宮根
分 室	千種区宮根台 1-4-24 山内ビル 1F	726-8944	
千種区西部いきいき支援センター	千種区西崎町 2-4-1 千種区在宅サービスセンター内	763-1530	内山、千石、高見、田代、千種、春岡、見付
東 区 いきいき支 援 センター	東区泉 2-28-5 東区在宅サービスセンター内	932-8236	区内全域
分 室	東区矢田 4-5-11 レジデンスアロー1F	711-6333	
北区東部いきいき支援センター	北区平安 2-1-10 第5水光ビル 2F	991-5432	飯田、城北、杉村、辻、東志賀、宮前、名北、六郷、六郷北
北区西部いきいき支援センター	北区清水 4-17-1 北区在宅サービスセンター内	915-7545	味鏡、大杉、川中、金城、楠、楠西、光城、清水、西味鏡、如意
分 室	北区中味鏡 3-414	902-7232	
西区北部いきいき支援センター	西区市場木町 157 パークサイドなかしま 1F	505-8343	浮野、大野木、中小田井、比良、平田、比良西、山田
西区南部いきいき支援センター	西区花の木 2-18-1 西区在宅サービスセンター内	532-9079	稲生、榎、上名古屋、児玉、栄生、城西、庄内、なごや 枇杷島、南押切
分 室	西区菊井 2-2-3 アーバネス菊井ビル 2F	562-5775	
中村区北部いきいき支援センター	中村区名楽町 4-7-18 中村区在宅サービスセンター内	486-2133	稲西、稲葉地、諏訪、豊臣、中村、日比津、ほのか
分 室	中村区稲葉地本通 1-3 魚住稲葉地ビル西号室	412-3030	
中村区南部いきいき支援センター	中村区豊国通 1-14	483-6866	岩塚、米野、笹島、千成、八社、日吉、牧野、柳
中 区 いきいき支 援 センター	中区上前津 2-12-23 中区在宅サービスセンター内	331-9674	区内全域
分 室	中区栄 4-1-8 中区役所地下2F	262-2265	
昭和区東部いきいき支援センター	昭和区滝川町 33 いりなカスクエア 3F	861-9335	伊勝、川原、滝川、広路、八事
昭和区西部いきいき支援センター	昭和区御器所 3-18-1 昭和区在宅サービスセンター内	884-5513	御器所、松栄、白金、鶴舞、吹上、村雲
分 室	昭和区阿由知通 4-7 グローバル御器所 2C	852-3355	
瑞穂区東部いきいき支援センター	瑞穂区佐渡町 3-18 瑞穂区在宅サービスセンター内	858-4008	汐路、豊岡、中根、弥富、陽明
分 室	瑞穂区洲山町 2-21 啓徳名古屋南ビル1F	851-0400	
瑞穂区西部いきいき支援センター	瑞穂区堀田通 1-18 シティアーク 1F	872-1705	井戸田、高田、穂波、堀田、瑞穂、御劔
熱田区いきいき支援センター	熱田区神宮 3-1-15 熱田区在宅サービスセンター内	671-3195	区内全域
分 室	熱田区大宝 3-6-26 シャンポール日比野 1F	682-2522	
中川区東部いきいき支援センター	中川区八幡本通 2-27 コーポ中野 1F	354-8343	愛知、篠原、昭和橋、玉川、露橋、常磐、中島、西中島、広見、八熊、八幡
中川区西部いきいき支援センター	中川区小城町 1-1-20 中川区在宅サービスセンター内	352-8258	赤星、荒子、五反田、正色、千音寺、戸田、豊治、長須賀、 西前田、野田、春田、万場、明正
分 室	中川区春田 4-119 プリマヴェーラ 1F	364-7273	
港区東部いきいき支援センター	港区港楽 2-6-32 港区在宅サービスセンター内	651-0568	稲永、大手、港楽、成章、東海、中川、西築地、野跡、東築地
港区西部いきいき支援センター	港区寛政町 6-40	381-3260	小碓、港西、正保、神宮寺、高木、当知、南陽、西福田、 福田、福春、明德
分 室	港区知多 2-2215 レーブエル 1F	309-7411	
南区北部いきいき支援センター	南区桜台 1-1-25 桜ビル 1階	811-9377	大磯、春日野、菊住、桜、伝馬、道徳、豊田、明治、呼続
分 室	南区道徳通 3-46	698-7370	
南区南部いきいき支援センター	南区前浜通 3-10 南区在宅サービスセンター内	819-5050	笠寺、柴田、大生、宝、千鳥、白水、宝南、星崎、笠東
守山区東部いきいき支援センター	守山区小幡南 1-24-10 守山区在宅サービスセンター内	758-2013	天子田、大森、大森北、小幡、上志段味、吉根、志段味西、志段味東、 下志段味、苗代、本地丘、森孝西、森孝東
分 室	守山区吉根南 1401	736-0080	
守山区西部いきいき支援センター	守山区瀬古東 2-411	758-5560	小幡北、白沢、瀬古、鳥羽見、西城、廿軒家、二城、守山
緑区北部いきいき支援センター	緑区鳴子町 1-7-1 緑区在宅サービスセンター内	899-2002	旭出、浦里、大清水、片平、神の倉、熊の前、黒石、小坂、 常安、滝ノ水、戸笠、徳重、長根台、鳴子、鳴海東部、桃山
分 室	緑区徳重 5-625 アーパニティ幸 1F	877-9001	
緑区南部いきいき支援センター	緑区左京山 3038	624-8343	相原、有松、大高、大高北、大高南、桶狭間、太子、鳴海、南陵、東丘、平子、緑
名東区北部いきいき支援センター	名東区上社 1-802 名東区在宅サービスセンター内	726-8777	猪高、猪子石、香流、北一社、引山、藤が丘、平和が丘、 本郷、豊が丘、蓬来
分 室	名東区明が丘 124-2 ami ami annex 2階	771-7785	
名東区南部いきいき支援センター	名東区にじが丘 2-7 ア・ハンラフ虹ヶ丘西2号棟	720-6121	梅森坂、上社、貴船、極楽、高針、西山、前山、牧の原、名東
天白区東部いきいき支援センター	天白区原 1-301 天白区在宅サービスセンター内	809-5555	相生、植田、植田北、植田東、植田南、しまだ、高坂、原、 平針、平針北、平針南
分 室	天白区原 5-1303 三和シャトー1F	808-5400	
天白区西部いきいき支援センター	天白区大坪 2-604	839-3663	大坪、表山、天白、野並、八事東、山根

# はいかい高齢者おかえり支援事業 おかえり支援サポーター・協力事業者募集

はいかい高齢者おかえり支援事業は、認知症の方の徘徊による事故を防止するため、地域の皆さんの協力を得て、徘徊されている方を早期に発見する取り組みです。

徘徊のおそれがある方の情報を登録した上で、その方が行方不明となった場合に、家族等からの依頼により、行方不明となった方の身体的特徴や服装等の情報をおかえり支援サポーターや協力事業者に対してメールで配信し、情報提供をお願いするものです。



## おかえり支援サポーターとは…

おかえり支援サポーターとは、この事業に協力いただく方々のことです。(市内にお住まいの方に限らず、市外にお住まいの方も「おかえり支援サポーター」になることができます。)

携帯電話やパソコンのメールアドレスを登録いただき、検索協力依頼のメールを受けとった場合に、可能な範囲で検索のための情報提供にご協力いただきます。

- ◆登録費用◆無料(ただし、メール送受信や登録用ホームページへのアクセスに要する通信費等は登録者負担)
- ◆登録方法◆下記のコードを読み取り、アクセスしたページから空メールを送信するか、下記のメールアドレスに空メールを送信してください。(詳しい登録方法は、裏面をご覧ください。)

【コード】



【メールアドレス】 okaeri@sg-m.jp

※登録時に情報をほしい地域(区)を選択することができます。

※夜間のメール配信の希望を選択することができます。

※検索協力依頼以外にも、定期的に認知症に関するイベント等の情報をメールで配信します(配信の希望を選択できます)。

## 協力事業者も募集しています！

事業者(団体)としてこの事業に協力いただく協力事業者も募集しています。協力事業者と認定された場合には、市から認定証を交付します。登録を希望される場合には下記問合先にメールにてご連絡ください。(メールの件名は「協力事業者登録」とし、本文に①団体名、②担当者名、③連絡先を必ずご記入ください。)

問合先:名古屋市健康福祉局高齢福祉部 地域ケア推進課

TEL:972-2549

FAX:955-3367

E-mail:a2280@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp


-271-



# おかえり支援サポーター メールアドレスの登録方法



**1** 下記のコードを読み取り、アクセスしたページから、空メールを送信します。



アクセス

クリック

-----  
空メール送信  
-----

・ご利用の登録を行う場合は、以下のリンクよりメールを送信してください。  
・件名、本文はそのままです。ご利用登録の案内メールを折り返しお送り致します。  
・メールを送信する

コードの読み取りができない場合は、こちらのアドレスに空メールを送信してください。

**okaeri@sg-m.jp**

※「空メール」とは件名、本文を入力せずに送信するメールのことです。

**4** 配信内容を選択します。

-----  
利用者情報入力  
-----

下記の情報を入力してください。  
※は入力必須項目になります。

・協力区分※

選択してください

「おかえり支援サポーター」を選択

・夜間(22時～翌8時)配信※

選択してください

「希望する」「希望しない」いずれかを選択

・配信希望区※

- 千種区
- 東区
- 北区
- 西区
- 中村区
- 中区
- 昭和区
- 瑞穂区
- 熱田区
- 中川区
- 港区
- 南区
- 守山区
- 緑区
- 名東区
- 天白区

情報の欲しい地域(区)をクリック

・事業者名(名古屋市内から認定を受けた事業者様のみご入力ください。)

入力しない

・情報提供メール配信

選択してください

「希望する」「希望しない」いずれかを選択

クリック 次の画面に進む

**2** 登録用ホームページのURLが記載されたメールが届きます。

ご利用ありがとうございます。  
仮登録が完了しました。  
下記のURLにアクセスして、詳細情報をご登録下さい。  
本登録はコチラからお願いします。

[http://service.sugumail.com/\\*\\*\\*\\*\\*](http://service.sugumail.com/*****)

尚、本メールへのご返信はできませんので、ご了承ください。

名古屋市

クリック

**3** 利用規約を確認後、「メール配信に同意する」を選択します。

-----  
利用者登録  
-----

・メール配信サービスの申込みを行います。利用規約に同意の上、下記のメール配信に同意するリンクをクリックしてください。

利用規約を確認する

メール配信に同意する

メール配信に同意しない

クリック

**5** 入力内容を確認します。

-----  
利用者情報確認  
-----

入力内容を確認して、「入力内容を登録する」を押してください。

・メールアドレス  
\*\*\*@\*\*\*\*.\*\*\*

・協力区分  
おかえり支援サポーター

・夜間(22時～翌8時)配信  
希望しない

・配信希望区  
中区、瑞穂区

・情報提供メール  
希望する

修正する

あなたのメールアドレスが表示されます

クリック 入力内容を登録する

**6** 登録完了です。

-----  
利用者登録完了  
-----

ご登録ありがとうございました。

※本登録完了後、「本登録完了のお知らせ」のメールが届きます。



パソコンで登録される場合は、以下のアドレスにアクセスして登録してください。  
<https://service.sugumail.com/nagoya/member>

排せつケアのこと…ひとりで悩んでいませんか？

名古屋市

# 高齢者排せつケア コールセンター

排せつの悩みにとことん寄り添います！

最近ちょっとしたことで  
尿がもれるけど…



ニオイの問題、  
何とかならないかなあ？



便秘(下痢)で苦しい!  
どうしたらいい？



楽に介護するには  
どんなおむつを選べばいいの？



1日に何度も  
トイレに行く



介護疲れでつらい



排せつのことで困ったら、コールセンターがあります

☎052-746-1180

受付  
時間

火曜日～日曜日

10:00～18:00

(年末年始・祝休日除く)



看護師等の  
専門職が  
相談に応じます

相談無料

排せつの悩みにとことん寄り添います。  
電話以外にも、対面での相談も行っています。

詳細は裏面へ！

名古屋市健康福祉局

本事業は社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団が委託を受けて実施しています。

電話でも

対面でも

自宅への  
訪問でも

ご本人からも

ご家族からも

介護事業者  
からも

# 相談をお受けしています

高齢者の方の排せつの悩みをお聞かせください



名古屋市では、「排せつケア相談支援事業」として、  
排せつに関する様々な相談を「なごや福祉用具プラザ」でお受けしています  
(相談無料・秘密を守ります)

## 電話相談

高齢者排せつケア  
コールセンター



# 052-746-1180

※通話料がかかります。

## 対面・訪問相談

なごや福祉用具プラザ



# 052-851-0051

施設内には、用途やサイズに応じて100種類以上のおむつを用意しています。その他、排せつ介護を  
支援する福祉用具を50種類以上展示しています。看護師、理学療法士等の**専門家が相談に応じます。**

**必要に応じて自宅にも訪問し、排せつケアの具体的なアドバイスも**  
行っています。お気軽にお問い合わせください。

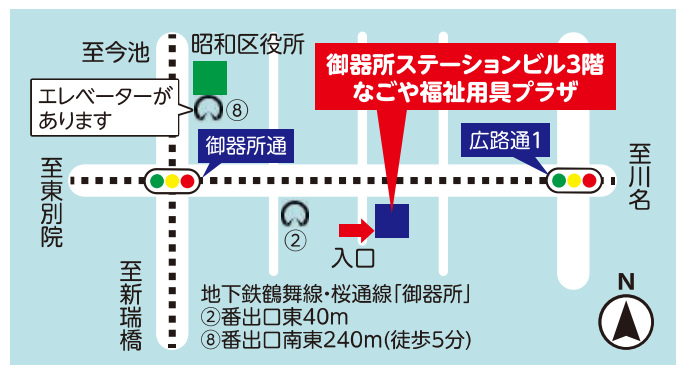
※なごや福祉用具プラザでは、福祉用具の販売・レンタルは行っておりません。



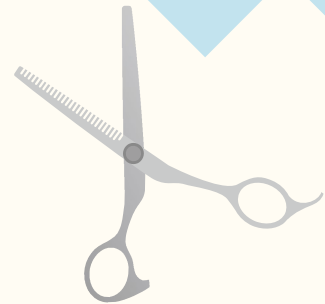
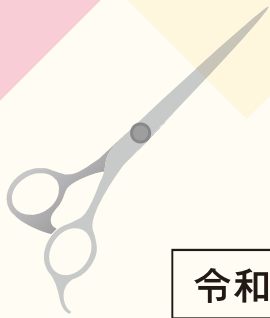
## なごや福祉用具プラザ

名古屋市昭和区御器所通3-12-1  
御器所駅ビル3F  
※地下鉄「御器所」2番出口徒歩1分  
営業時間:火曜日～日曜日  
(年末年始・祝休日除く)  
10:00～18:00

☎052-851-0051







令和5年度 名古屋市

# 在宅高齢者 訪問理美容 サービス事業 MAP



【目次】

- ・訪問理美容サービス事業について ..... P1~P2
- ・実施店一覧
  - 千種区 東区 守山区 名東区 ..... P3~P4
  - 熱田区 中川区 港区 南区 ..... P5~P6
  - 北区 西区 中村区 中区 ..... P7~P8
  - 天白区 昭林区 瑞穂区 緑区 ..... P9~P10
- ・問い合わせ先（各区役所福祉課  
（各区役所支所区民福祉課）） ..... P11

## 在宅高齢者訪問理美容サービスとはどんなサービス？

自宅でお過ごしの高齢者の方で、外出して理容店・美容店に出向くことが困難な方が、自己負担2,000円で訪問理美容サービスを受けることができます。

ご利用には、事前にお住まいの区の区役所（福祉課）または支所（区民福祉課）へ申請が必要です。

### 【サービス内容】



### 〔対象となる方〕

名古屋市内で在宅（※1）で生活している方で、次の要件をすべて満たす方

- 1 65歳以上の方
- 2 要介護3（※2）～要介護5に認定された方
- 3 外出により理美容サービスを利用することが困難な方

※1 施設に入所している方は対象とはなりません。

※2 要介護3の方は、障害高齢者日常生活自立度（ねたきり度）がA～Cと認定されるか、認知症高齢者の日常生活自立度がIIa～Mと認定された方。詳しくは、お住いの区の区役所・支所へご確認ください（P11）。

## 利用できる回数

利用回数は、理容サービスと美容サービスを合わせて一人あたり1年度6回となります。



※年度の途中で利用決定となった場合は、申請された月に応じて利用できる回数が決まります。

申請月	利用限度回数
4月 から 5月 まで	6回
6月 から 7月 まで	5回
8月 から 9月 まで	4回
10月 から 11月 まで	3回
12月 から 1月 まで	2回
2月 から 3月 まで	1回

## 利用方法

- 1 お住まいの区の区役所(福祉課)または支所(区民福祉課)へ指定の「利用申請書」を提出してください。代理の方でも申請できます。



- 2 対象となる要件を確認し、利用が決定されると、その場で「利用券」が交付されます。



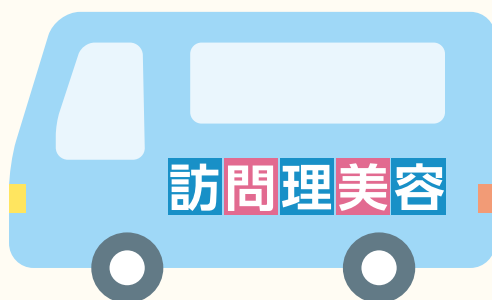
- 3 「実施店一覧」(P3~P10)から利用したい理容店・美容店を選び、電話等で予約をしてください。



- ※ サービスを受けるにあたって、ご本人のお体の状態等、お知らせをしておきたい内容を理容店・美容店と調整してください(介助があれば座位が保てるなど)。
- ※ 希望の日に予約が取れない場合もあるため、候補日を何日かご予約いただくなど、余裕をもった日程調整をお願いいたします。
- ※ 理容師・美容師の方は介護できません。訪問の際には立会人の方が同席くださいますようご協力お願いいたします。
- ※ 法律により訪問理美容を行うことができる場合には定めがあります。例えば、家族の方などが運転する自動車により外出が可能な方は、利用券が交付されている方であっても、サービス実施店が利用をお断りさせていただく場合があります。

- 4 ご自宅でサービス提供(カット、顔そりまたはブロー)を受け、自己負担2,000円の支払いと利用券1枚を理容師・美容師の方にお渡しください。

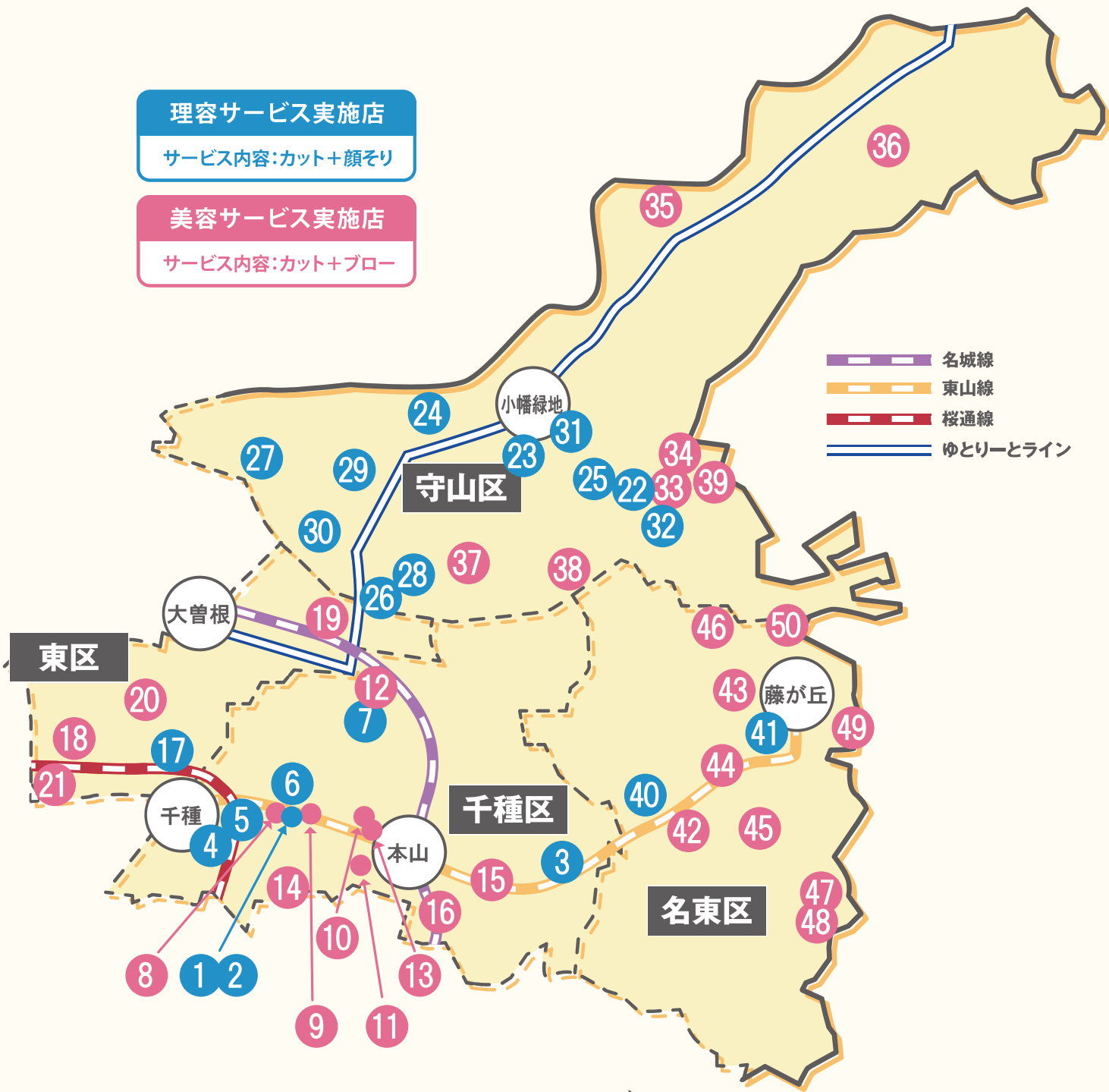
※ 利用券は、有効期限内のみ利用できます。利用前に利用券の有効期限をご確認ください。



# 千種区 東区 守山区 名東区 サービス実施店舗

**理容サービス実施店**  
サービス内容:カット+顔そり

**美容サービス実施店**  
サービス内容:カット+ブロー

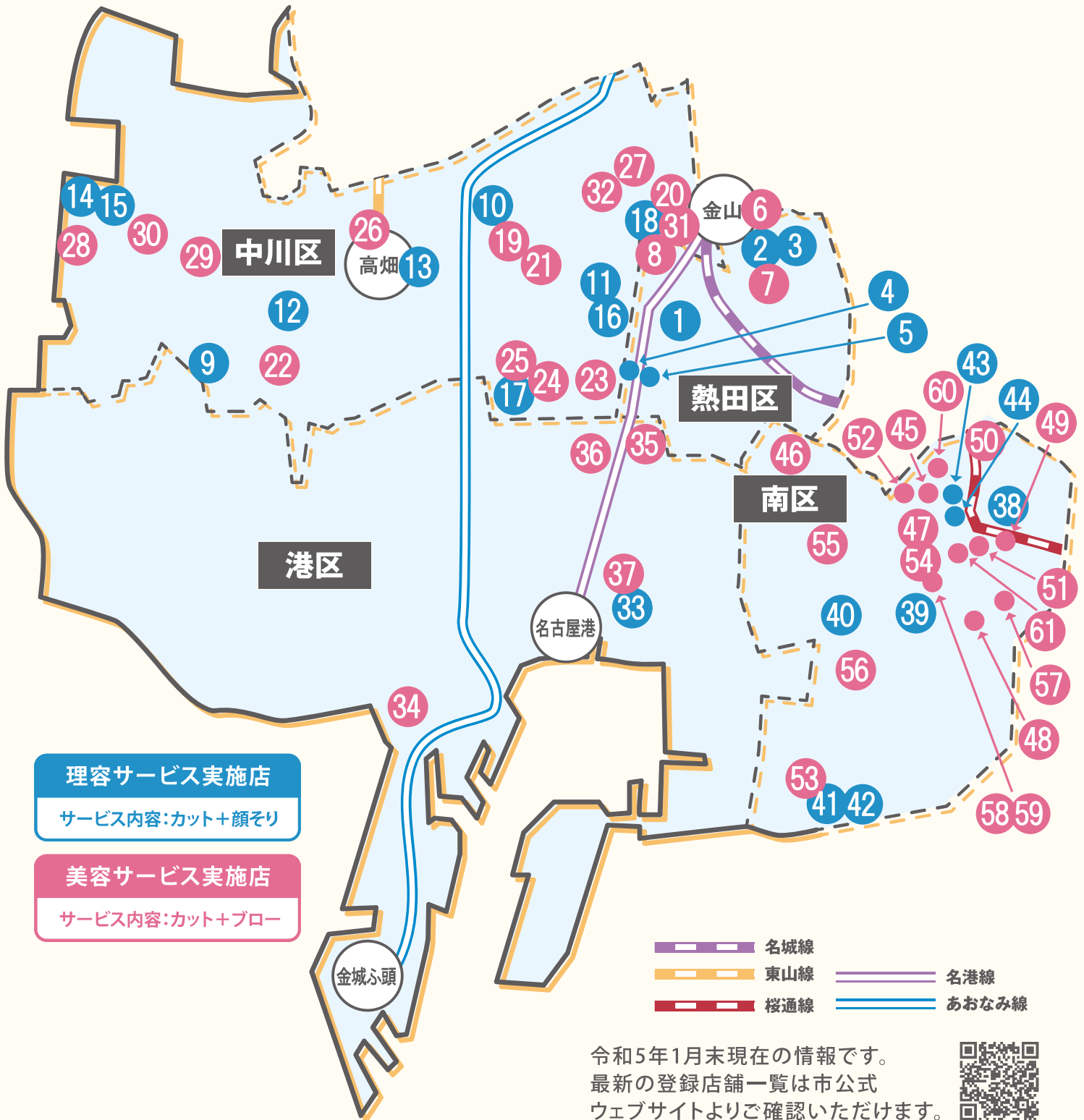


区	理/美	店舗名	住所	電話番号	担当者
千種区	理容	① Cutroom KATO	千種区池下1-3-11	☎052-751-6308	加藤清巳
		② 理容コウダ	千種区池下1-11-16	☎052-762-8719	香田和哉、広瀬勝紀、井出健吾
		③ ヘアーサロン菊水	千種区井上町69	☎052-781-1935	丹羽誠
		④ Hairmake かとう	千種区今池3-36-12	☎052-731-9294	加藤猛史
		⑤ HAIR SALON Ikeyama	千種区今池5-23-15	☎052-731-6433	池山英一
		⑥ 理容フナハシ	千種区高見1-8-10	☎052-751-1178	船橋光明
		⑦ 床屋 山崎	千種区天満通1-44	☎090-6095-1075	山崎周良
	美容	⑧ 美容室伽羅	千種区池下1-11-14 メエル鈴屋ビル2F	☎052-764-1507	中野英男
		⑨ マリヤ美容院	千種区覚王山通9-16マリヤビル	☎052-751-3089	宇佐美智也
		⑩ MUSE 本山	千種区末盛通4-15-1	☎052-752-1233	臼田智洋
		⑪ hair salon sarapis	千種区田代本通1丁目7番地	☎052-761-6789	坂野友保
		⑫ まにたす DE ぷらた	千種区茶屋坂通り2-39-1	☎052-722-2701	上野清勝
		⑬ Green Park	千種区月見坂町1-23-1 マイム月見坂	☎052-759-5521	堀田和恵
		⑭ アールヴィヴァン	千種区南明町3-48-1	☎052-751-9419	白井亜弓
		⑮ roomoon	千種区東山通2-27-1 フォレスト本山1F	☎052-782-8868	丹羽誠次
		⑯ Natura	千種区四谷通1-6-1 脇田ビル2F	☎052-782-0223	吉田隼人
東区	理容	⑰ ヘアーサロン 新華	東区筒井2-3-2	☎052-935-7322	村本美奈子
	美容	⑱ 髪結ASAO	東区泉1-6-30 I・S・H泉ビル1F	☎052-973-1238	前田朝雄
		⑲ カットスポット モガハウス	東区大幸3-14-26	☎052-723-1690	水野周二
		⑳ トウインクル	東区徳川1-522	☎052-931-3055	近藤信雄
		㉑ Luxuci & me	東区東桜1-10-16 ビルフレンズ4F	☎052-971-6548	坂本裕樹
守山区	理容	㉒ 大森理容	守山区大森4-305	☎052-798-0592	伊藤崇
		㉓ ヘアーサロン みのうら	守山区小幡1-1-4	☎052-791-7046	箕浦照幸
		㉔ 理容セイコー	守山区川北町159-2	☎052-791-0134	中村妙子
		㉕ Lalgo ars hair by asano	守山区喜多山1-1-9	☎052-791-8661	高柳範由
		㉖ 理容クラウン	守山区更屋敷6-25	☎052-791-6583	安藤勝治
		㉗ アケダマ理容	守山区瀬古東3-145	☎052-793-8072	中村博史
		㉘ 理容越前	守山区長栄24-26	☎052-792-2337	山崎寛
		㉙ 見野理容	守山区鳥神町206	☎052-794-4639	見野泉
		㉚ 理容イソベ	守山区鳥羽見3-4-18	☎052-793-1443	磯部幸生
		㉛ ヘアーサロン タカミ	守山区緑ヶ丘851	☎052-792-2658	高見佳生
	美容	㉜ ヘアーサロン ひらい	守山区元郷2-310	☎052-798-1220	平井孝司
		㉝ セーヌ美容室	守山区大森4-310	☎052-798-0212	工藤
		㉞ ROHO	守山区大森5-112 メゾン正芳102・103	☎052-798-1234	樋田
		㉟ HAIR SALON RICH&RICH	守山区吉根3-810	☎052-768-7112	清和
		㊱ 美容室Y2ステージ	守山区中志段味四畝物2282-2	☎052-736-4728	山口
		㊲ 美容室カメモト本店	守山区中新1-10	☎052-794-3500	伊藤
		㊳ 美容室キャリアール	守山区菱池町12-44	☎052-898-4005	丸山
		㊴ 美容室カメモト八剣店	守山区八剣2-1702	☎052-799-0272	鈴木
		名東区	理容	㊵ Miagio ミアージュ	名東区高社1-253
美容	㊶ 理容ラッキー		名東区本郷2-6-2	☎052-771-4833	渡邊守
	㊷ hair flap eth		名東区一社4-259	☎052-702-2250	恒川直樹
	㊸ 美容室フォーレスト		名東区猪子石1丁目201	☎052-776-5039	土田幸穂
	㊹ 美容室ぽあん		名東区上社2-134	☎052-778-4845	西部真美
	㊺ サロンド ANRI		名東区貴船三丁目105-1 共栄ハイツ1F	☎052-702-1226	安里敦代
	㊻ エバーグリーン		名東区香南1-210	☎052-775-8002	安藤光昭
	㊼ ヘアークリニック チャンク		名東区極楽3-4	☎052-701-5582	安藤良江
	㊽ libero.hairlabo		名東区極楽4-1405	☎052-753-8775	金沢大貴
	㊾ アミークスプリエ		名東区照が丘84	☎052-772-2711	鈴木弘人
㊿ AOZOA	名東区藤里町2206	☎052-775-5567	横間博之		

令和5年1月末現在の情報です。  
最新の登録店舗一覧は市公式  
ウェブサイトよりご確認ください。



# 熱田区 中川区 港区 南区 サービス実施店舗



令和5年1月末現在の情報です。  
最新の登録店舗一覧は市公式  
ウェブサイトよりご確認くださいませ。









区	理/美	店舗名	住所	電話番号	担当者
熱田区	理容	① ヘアーサロンみくに	熱田区西郊通5-17	☎052-671-1452	家根谷博美
		② 理容阿部	熱田区沢上1-5-24	☎052-682-3851	阿部トキ子
		③ ヘアスタジオ 金山ヒビキ	熱田区沢下町9-25	☎052-871-6719	堀田末子
		④ ヘアーサロンちどり	熱田区六番1-13-20	☎052-671-0014	林芳枝
		⑤ ヘアーレストア TOKYO	熱田区六番2-14-13	☎052-653-6922	加藤正昭
	美容	⑥ テクライズ金山	熱田区金山町1丁目6-17 2F	☎052-682-8322	近藤正樹
		⑦ Ritrovo Sereno ゆかり	熱田区高蔵町7-24	☎052-671-5967	長屋
		⑧ パーマサロン エス	熱田区幡野町1-24	☎052-671-7336	佐藤せい子

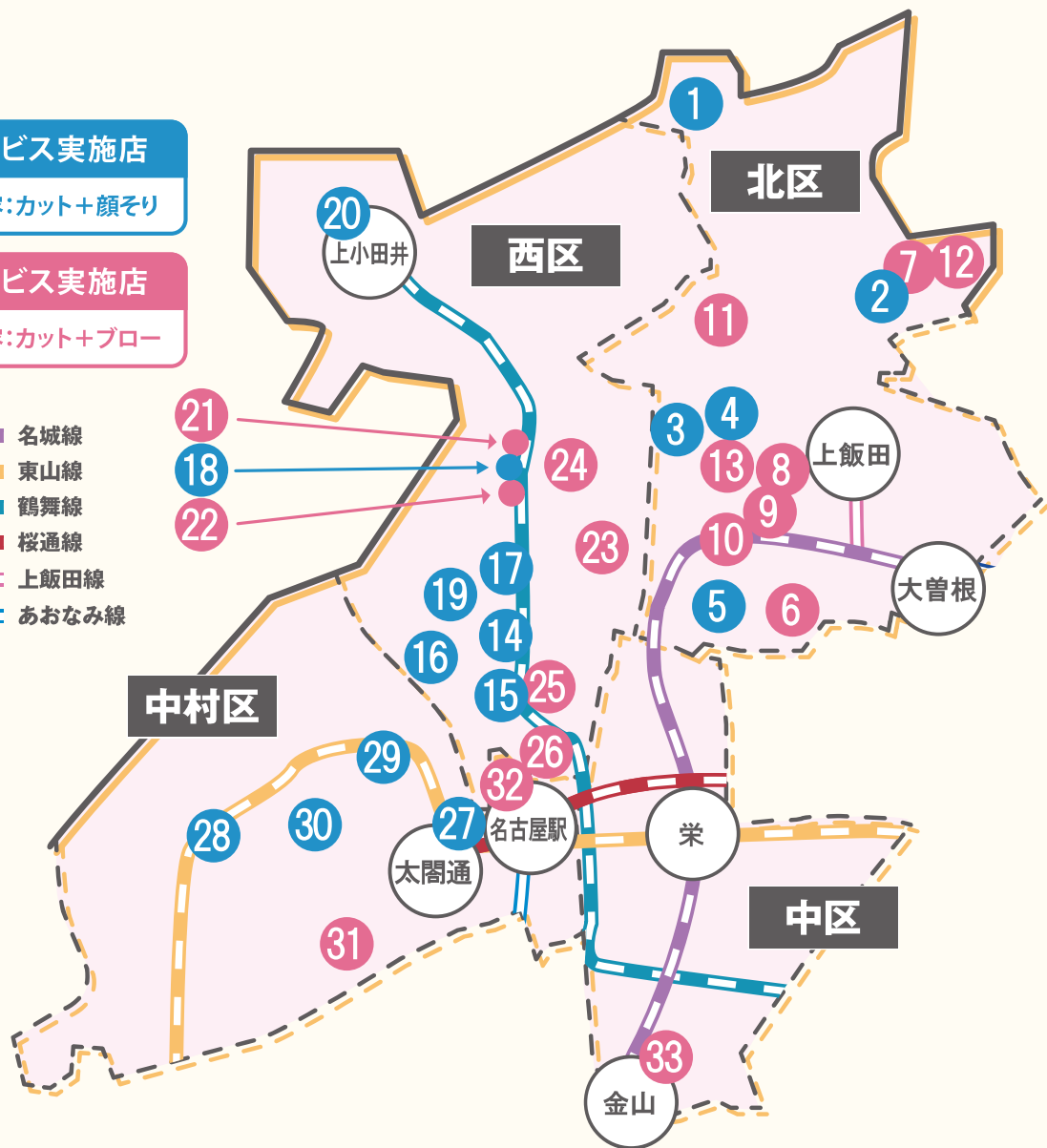
区	理/美	店舗名	住所	電話番号	担当者	
中川区	理容	9 カットインはやし	中川区江松5-1203	☎052-302-1361	林勇	
		10 理容いそべ	中川区小本本町2-81-2	☎052-351-2012	磯部周史	
		11 ヘアーサロントシ	中川区神郷町2-5	☎052-361-3286	山田裕美	
		12 理容ちどり	中川区大当郎3-2401-1	☎052-301-3090	西川茂	
		13 理容キムラ	中川区高畑2-296	☎052-353-4955	木村義光	
		14 ツカサ理容	中川区戸田明正2丁目2416	☎080-9486-8800	奥村一樹	
		15 理容オカ	中川区戸田明正3-104アーバンホームII	☎052-431-2816	岡崎守、岡崎ゆかり	
		16 ヘアーサロンバンバ	中川区花塚町1-14	☎052-362-2836	番場正躬	
		17 ヘアサロンフジタ	中川区明德町1-16-2	☎052-651-3762	藤田信行	
		18 BIGBERN	中川区八熊3-4-3	☎052-321-4088	北村繁樹	
	美容	19 Hair dream Sala,	中川区押元町1-51-4	☎052-355-0069	真鍋弘子	
		20 三奈 美容室	中川区尾頭橋3-15-9	☎052-322-5250	加藤三奈	
		21 リリー美容室	中川区上脇町2丁目132	☎052-361-3673	亀井隆直	
		22 美容室サンローズ	中川区下之一色町宮分126	☎052-302-1566	加藤大策	
		23 寿魅美容室	中川区十一番町1-5	☎052-353-3795	早川美千代	
		24 MOPsalon Canges	中川区昭明町1-3-3	☎052-651-6764	飯田昭子	
		25 ビューティサロンつばき	中川区昭和橋通4-31-1	☎052-661-6761	鬼頭八重子	
		26 hitohako	中川区高畑4丁目192番地	☎090-7687-3139	生川純子	
		27 Hair Lounge Rinata	中川区露橋2-23-9	☎052-361-4842	小栗みや子	
		28 Fine Hair戸田店	中川区戸田西3-107	☎052-304-7277	山田康雄	
		29 Salon de Beaute Laviere	中川区富田町榎津鶴垂343-17	☎052-301-8077	山田麻友香	
		30 Fine Hair 春田店	中川区春田3-90-1	☎052-301-3200	山田幸江	
		31 内田 美容院	中川区南八熊町5-18	☎052-671-0582	内田朝子	
		32 美容室 サン・シャイン	中川区八幡本通2-23-1	☎052-363-0068	井上市代	
	港区	理容	33 ヘアーサロンいとう	港区名港1-19-16	☎052-661-1909	法眼寿博
		美容	34 ヘアースタジオ 高峰	港区稲永五丁目9-33	☎052-381-7814	高峰久子
			35 アトリエかれん	港区七番町4-9	☎052-653-0163	山口真知子
			36 美容室 セラヴィ	港区東海通5丁目5番 フォンテーヌ東海通	☎052-654-2461	仲田弥生
			37 ビューティかわむら	港区名港1-19-22	☎052-653-1674	河村三枝子
	南区	理容	38 マミチ理容店	南区桜台2-2-14	☎052-811-2643	馬道勇人
			39 ヘアステーションLEON	南区立脇町2-5-1スターハイツ笠寺1F	☎052-822-6913	福本富士子
			40 ヘアサロントップ	南区西又兵衛町3-36	☎052-613-4878	安藤弘國
41 松永理容館			南区三吉町1-48	☎052-612-2788	松永善美	
42 ナガタ理容館			南区三吉町3-21	☎052-612-5595	永田吉永	
43 すみれHAIR			南区呼続1-7-10	☎052-821-3371	田中恒司	
44 ヘアーサロンヘイワ			南区呼続3-12-50	☎052-811-8341	山本雅之	
美容			45 サロンドベル	南区岩戸町17-15 薬師ハイツ1B	☎052-822-1339	藤井鈴子
		46 ジャップヘア	南区内田橋2-32-14	☎052-692-6289	吉田周作	
		47 美容室ドロップアウト	南区大磯通4-18-4	☎052-822-8884	野々村繁	
		48 サロンドちよ	南区粕島町3-12-1	☎052-822-4812	佐野千代子	
		49 美容室 S&K	南区霞町57	☎052-822-7337	黒崎伸一	
		50 サロンボーテグランディール	南区菊住1-4-15 新効ビル1F	☎052-821-7387	宮平聡	
		51 美容室 Shima	南区桜本町1	☎052-821-1426	各務直樹	
		52 美容室ヘアステーション	南区汐田町3-23	☎052-811-4073	深谷良子	
		53 美容室COROAI	南区柴田本通1-18	☎052-613-0947	高木義仁	
		54 美容室アクール	南区城下町3-18-2	☎052-822-3305	山本達雄	
		55 みすず美容室	南区豊田4-8-3	☎052-692-5974	戸田道代	
		56 ロダン美容室	南区中割町2-14	☎052-611-4043	松下幸子	
		57 sk Re:birth	南区白雲町143-1	☎052-387-7336	福島誠司	
58 ミヤ美容室		南区松池町2-10-5	☎052-821-4684	佐藤真紀子		
59 ヘアエステウィザード	南区松池町2-44-5	☎052-824-7167	渡邊玉江			
60 あかだま美容室	南区呼続1-2-20	☎052-811-4767	杉坂まゆみ			
61 美容室 グルービーヘア	南区呼続5-14-6	☎052-822-3336	速水誠			

北 区 西 区 中村区 中 区 サービス実施店舗

理容サービス実施店  
サービス内容:カット+顔そり

美容サービス実施店  
サービス内容:カット+ブロー

-  名城線
-  東山線
-  鶴舞線
-  桜通線
-  上飯田線
-  あおなみ線





区	理/美	店舗名	住所	電話番号	担当者
北 区	理容	① ヘアサロン スター	北区喜惣治1-325	☎052-902-0654	平川秀光
		② ヘアサロン シラタ	北区楠味鏡5-2528	☎052-902-0655	白田恭一
		③ ヘアサロン あしべ	北区中丸町1-8	☎052-981-7104	広瀬文夫
		④ ヘアサロン ユタカ	北区浪打町2-2	☎052-981-9717	丹羽豊
		⑤ ヘアサロン HiBiKi	北区柳原4-2-2	☎052-914-4066	安江律夫
	美容	⑥ 美容室HAIR-DO清水店	北区大杉3丁目8-8	☎090-1562-0925	村瀬雄哉
		⑦ ビューティーサロンさくらい	北区楠味鏡4-1211	☎052-901-6901	櫻井
		⑧ 美容室M'S(エムス)	北区志賀町3丁目18番地の91	☎052-911-9483	佐藤雅一
		⑨ イルウォーレ	北区志賀南通2-50 サンパーク城北	☎052-912-1690	佐藤
		⑩ アンティヘア	北区田幡2-3-2 アイネシュタット1F	☎052-916-6231	門口
		⑪ リリー美容室	北区中切町3-1-1	☎052-915-8222	工藤
		⑫ D&Cヴァータ	北区東味鏡1-803	☎052-909-1177	橋田、小林
		⑬ 美容室HAIR-DO黒川店	北区八代町2-11 八代コーポ1F	☎090-1562-0925	村瀬雄哉
西 区	理容	⑭ ヘアサロン カワセ	西区押切2-3-27	☎052-522-0532	川瀬伸樹
		⑮ 理容スズキ	西区菊井1-33-19	☎052-551-3772	鈴木和代
		⑯ サトウ理容	西区栄生1-26-3	☎052-551-6374	佐藤純代
		⑰ Grass HiBiKi 株式会社	西区浄心本通3丁目43番地の5	☎052-524-0403	伊藤優子、伊藤直樹
		⑱ ヘアステージ ボヌール	西区鳥見町1-16 鳥見コーポ1F	☎052-524-5470	森田和子
		⑲ なぎ理容	西区名西2-36-2	☎052-524-1836	奈木多美恵
	美容	⑳ ヘアサロン おおしま	西区山木2-107	☎052-502-0859	大島由江、大島恭一
		㉑ みなみ美容室	西区大金町3-2	☎052-531-5909	武藤克幸
		㉒ リンデンB・I名古屋(美い♡はあと)	西区笠取町4-108 シャトーレ笠取201	☎0120-618-166	古市直久
		㉓ 美容室はとぼっぼ	西区上名古屋2-1-24	☎052-524-6906	服部
中村区	理容	㉔ スズラン美容室	西区庄内通1-44	☎052-531-3431	千田さと子
		㉕ ヘアメイクタパス	西区新道1-7-21	☎052-565-6295	森
		㉖ ミナル美容室	西区那古野1-14-18	☎052-551-0241	下、野崎
		㉗ ザ・ヘアースミレ	中村区椿町17-8	☎052-451-0755	奥田耕作
	美容	㉘ ヘアサロン ニコニコ	中村区鳥居通3-20-3	☎052-481-6794	谷口貴宏
		㉙ カットスペース ナカシマ	中村区松原町4-9	☎052-481-1098	中島淳
中 区	美容	㉚ FIT HAIR	中村区名楽町2-51	☎052-471-4710	大崎英吉
		㉛ らん美容室	中村区北畑2-32	☎052-471-6434	中野雅司
		㉜ ASCH 名駅店	中村区名駅2-45-19 桑山ビル1F	☎052-561-6226	店長
		㉝ バンズヘア	中区金山1-14-9 長谷川ビル3F	☎052-331-1373	伴龍次郎

令和5年1月末現在の情報です。  
最新の登録店舗一覧は市公式  
ウェブサイトよりご確認ください。



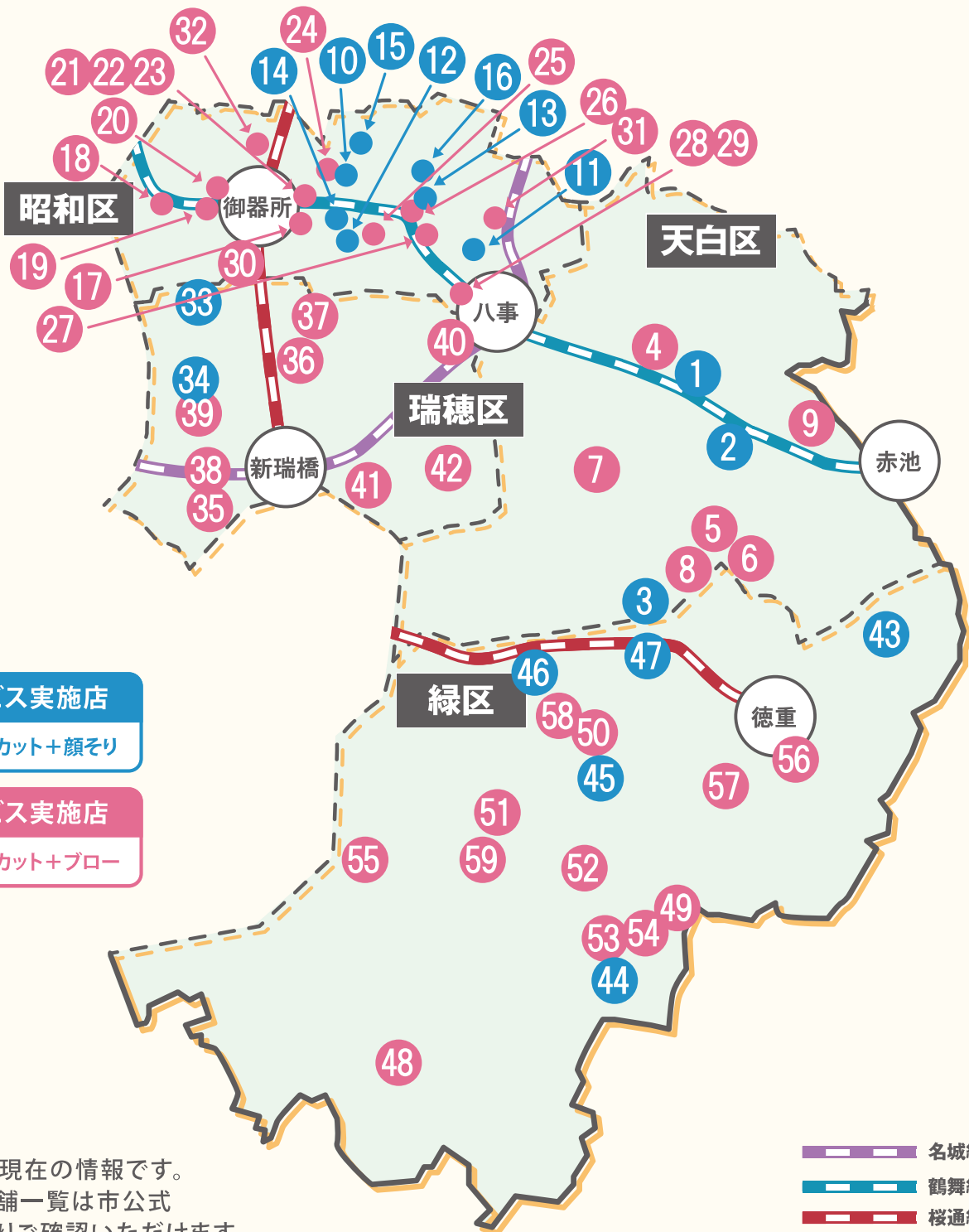
天白区

昭和区

瑞穂区

緑区

# サービス実施店舗



**理容サービス実施店**  
サービス内容: カット+顔そり

**美容サービス実施店**  
サービス内容: カット+ブロー



令和5年1月末現在の情報です。  
最新の登録店舗一覧は市公式  
ウェブサイトよりご確認ください。

名城線  
鶴舞線  
桜通線

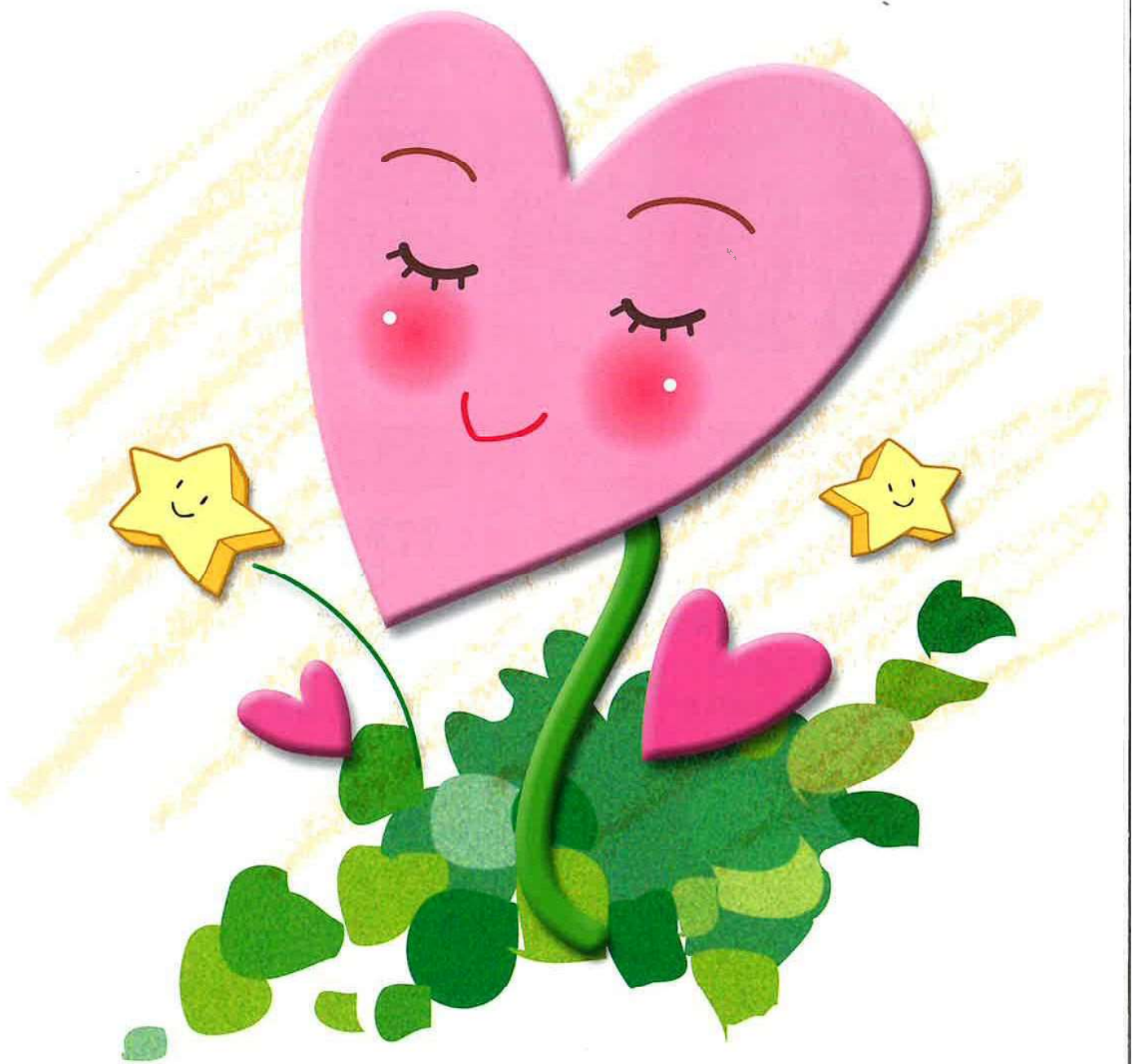
区	理/美	店舗名	住所	電話番号	担当者
天白区	理容	① メンズビューティLOOK	天白区植田1-1601	☎052-802-8485	岡戸大
		② ヘアサロンプリンス山内	天白区原3-508	☎052-801-2282	山内和久
		③ 理容アルプス	天白区久方1-138	☎052-801-0374	加藤健太郎
	美容	④ Style2	天白区植田3丁目1206 サンシャインビル1F	☎052-846-5865	戸田道代
		⑤ 美容室クリエーション	天白区大根町68-3	☎052-801-1210	高畑学
		⑥ 美容室ペッピー	天白区御前場町59-2	☎052-808-8744	新戸茂
		⑦ NAPhair	天白区島田黒石305番地	☎052-803-4053	高見知世
		⑧ ビューティサロンモンロ	天白区高坂町313-1	☎052-801-3856	久納春美
		⑨ NAKAO COIFFURE	天白区平針1-1510	☎052-807-1440	中尾博志

区	理/美	店舗名	住所	電話番号	担当者	
昭 和 区	理 容	10 理容東京	昭和区川名町5-33	☎052-751-8310	村田友子	
		11 BAR BER SHOP (SKY スカイ)	昭和区滝川町23-2	☎052-831-2001	安藤哲男	
		12 理容室ポニー	昭和区長戸町6-15-24	☎052-841-5411	加藤春枝	
		13 ヘアークラブ サントス	昭和区花見通1-11	☎052-763-0833	吉川正一	
		14 夢工房 HOMME	昭和区南分町1-4-4	☎052-853-4532	田口豊、田口明美	
		15 カットハウス ヨコヤマ	昭和区安田通2-21	☎052-763-3883	横山かずみ	
		16 カットサロン ハシモト	昭和区山花町110-2	☎052-763-1319	橋本明美	
	美 容	17 Hair Design Yuki	昭和区石仏町2-6-2 七福マンション1E	☎052-918-2293	小林	
		18 R advance	昭和区御器所1-3-2	☎052-872-3836	大野	
		19 an's	昭和区御器所3-4-7	☎052-746-3650	鳥居	
		20 松竹美容院	昭和区御器所通1-15-18	☎052-881-8319	春田	
		21 テットアテット	昭和区御器所通3-15-2	☎052-733-7828	江頭	
		22 ナトゥーラ御器所店	昭和区御器所通3-18 STプラザ御器所2F	☎052-680-8836	船戸由広	
		23 イフ	昭和区御器所通3-25	☎052-732-1867	藤井	
		24 サロン68	昭和区塩付通2-7 近藤ビル1F	☎052-763-7486	竹内	
		25 ASCH	昭和区檀溪通3-7	☎052-842-1172	竹内	
		26 RESET	昭和区花見通3-11 ハートイン枳中2A	☎052-837-4782	金子	
		27 アマービレ	昭和区花見通3-21 ペノート枳中2F	☎052-834-8765	池亀	
		28 NO-NAME	昭和区広路町石坂27-10	☎052-835-6708	三井	
		29 美容室ペルル	昭和区広路町石坂30-8 1F	☎090-1826-0666	三浦眞澄	
		30 セドゥヌーヴォー	昭和区広見町5-54 1F	☎052-853-7258	武本	
		31 ベルフルール	昭和区山里町66-7	☎052-848-8231	松井	
	32 シェール	昭和区雪見町1-21	☎052-733-1448	保母		
	瑞 穂 区	理 容	33 アダチ理容室	瑞穂区竹田町2-3-12	☎052-881-9346	足立清美
			34 ヘアサロン マルミ	瑞穂区直来町2-12	☎052-881-2665	堀場信夫
		美 容	35 Salon de pure	瑞穂区河岸1-9-9 1F	☎052-823-1210	中島由美子
			36 Elsa hair&make	瑞穂区佐渡町1-5 さくらマンション1F	☎052-880-8300	翁有美
			37 アトリエポーテSAKAE	瑞穂区汐路町1-11-2	☎052-852-0326	久野雅美
			38 美容室SUN	瑞穂区惣作町1-4	☎052-881-9267	岡美里
			39 美容室SHIBATA	瑞穂区大喜新町2-13-7	☎052-881-7659	林ゆうか
			40 ASCH八事店	瑞穂区弥富町清水ヶ丘41	☎052-861-7017	店長
			41 GALANTERIE(ガラントリー)	瑞穂区弥富通1丁目2番地1 1001(サウザンドワン)1F	☎052-837-5612	原英孝
42 美容室 マリオネット			瑞穂区弥富通5-50-1	☎052-831-5269	西原光展	
緑 区	理 容	43 ヘアサロン 髪倉	緑区神の倉3-1	☎052-876-3833	金田克種	
		44 マチス理容	緑区太子2-184	☎052-623-1366	小木曾猛	
		45 カットラウンドウィズ	緑区滝ノ水2-202アーバンハイム滝ノ水1F	☎052-896-0258	高坂正勝	
		46 カットサロン ホッタ	緑区鳴子町4-7	☎052-895-3038	堀田和孝	
		47 髪こうさく	緑区ほら貝2-245	☎052-876-0960	岩倉和久	
	美 容	48 cnナカオ大高店	緑区大高町奥平子1-1	☎052-626-1088	伊藤義朗	
		49 someday	緑区鎌倉台2-1708	☎052-746-3399	前野千里	
		50 ASCH	緑区上旭2-105	☎052-892-6100	井川成章	
		51 とも美容室	緑区潮見ヶ丘2-289 ユニブルマンション1F	☎052-895-5295	田中、若林、小田嶋	
		52 cnナカオ本店	緑区鳥澄3-1303	☎052-621-0960	水谷美香	
		53 cnナカオ有松店	緑区鳴海町有松裏200	☎052-625-3555	中尾淳一	
		54 たづ美容室	緑区鳴海町姥子山22-1	☎052-621-4343	竹内俊一	
		55 COQOU アトリエ	緑区鳴海町上汐田堤塘105-9	☎052-621-0816	立松邦明	
		56 cnナカオ徳重店	緑区鳴海町徳重18-44	☎052-877-8151	永富郁也	
		57 mata-L23 マターエル	緑区平手北2-115	☎052-746-0924	木村隼人	
		58 結いまある	緑区万場山2-101	☎052-895-3641	川合昌美	
		59 美容室ブリリアン	緑区六田2-54	☎090-1291-9369	藤田恵子	

## 問い合わせ先（各区役所福祉課・各区役所支所区民福祉課）

名称	所在地	電話
千種区役所	千種区星が丘山手103番地(東星ふれあい広場)	☎ 753-1834
東区役所	東区筒井一丁目7番74号	☎ 934-1196
北区役所	北区清水四丁目17番1号	☎ 917-6533
北区役所楠支所	北区楠二丁目974番地	☎ 901-2269
西区役所	西区花の木二丁目18番1号	☎ 523-4598
西区役所山田支所	西区八筋町358番地の2	☎ 501-4975
中村区役所	中村区松原町1丁目23番1	☎ 433-2912
中区役所	中区栄四丁目1番8号	☎ 265-2321
昭和区役所	昭和区阿由知通3丁目19番地	☎ 735-3912
瑞穂区役所	瑞穂区瑞穂通3丁目32番地	☎ 852-9394
熱田区役所	熱田区神宮三丁目1番15号	☎ 683-9405
中川区役所	中川区高畑一丁目223番地	☎ 363-4409
中川区役所富田支所	中川区春田三丁目215番地	☎ 301-8376
港区役所	港区港明一丁目12番20号	☎ 654-9691
港区役所南陽支所	港区春田野三丁目1801番地	☎ 301-8345
南区役所	南区前浜通3丁目10番地	☎ 823-9411
守山区役所	守山区小幡一丁目3番1号	☎ 796-4607
守山区役所志段味支所	守山区下志段味一丁目1401	☎ 736-2192
緑区役所	緑区青山二丁目15番地	☎ 625-3957
緑区役所徳重支所	緑区元徳重一丁目401番地	☎ 875-2207
名東区役所	名東区上社二丁目50番地	☎ 778-3009
天白区役所	天白区島田二丁目201番地	☎ 807-3887

# 名古屋市障害者・高齢者 権利擁護センター



社会福祉法人  
名古屋市社会福祉協議会

# 障害者・高齢者権利擁護センターとは？

障害者・高齢者権利擁護センターは、知的障害者、精神障害者、認知症高齢者などの判断能力が不十分な人が、地域で安心して生活が送れるように次の事業を行っています。

## 金銭管理サービス

知的障害者、精神障害者、認知症高齢者の方々が、ご自分の預貯金を金融機関から出金したり、計画的に活用できないといった不安をお持ちの場合に、本人との契約にもとづき、入出金のお手伝いや公共料金・福祉サービスの利用料などのお支払を支援します。

## 財産保全サービス

知的障害者、精神障害者、認知症高齢者の方々が、定期預金通帳や年金証書などの大事な書類を、ご自身で安全に保管することができないといった不安をお持ちの場合に、本人との契約にもとづき、その財産を安全にお預かりします。

## 福祉サービスの利用援助

金銭管理サービスまたは財産保全サービスの利用者に対し、お宅を定期的に訪問して、安心した生活をする上で必要な福祉サービスの利用を援助します。

## 相談事業

### ①生活相談

日常的な金銭管理や財産保全に関する相談に職員が応じます。

### ②法律相談(要予約)

相続、遺言、契約などの法律に関する相談に弁護士が応じます。

お気軽にご相談ください 秘密は必ず守ります。

中村区、中区、熱田区、中川区、港区にお住まいの方は

## 名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター南部事務所



〒456-0073

名古屋市熱田区千代田町20-26

(知的障害者センターサンハート内)

電話 052-678-3030

FAX 052-678-3051

### 交通案内

地下鉄名港線「日比野」駅下車

③番出口より徒歩10分。

東区、北区、西区、守山区にお住まいの方は

## 名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター北部事務所



〒462-8558

名古屋市北区清水四丁目17-1

(総合社会福祉会館5階)

電話 052-919-7584

FAX 052-919-7585

### 交通案内

地下鉄名城線「黒川」駅下車

①番出口より徒歩5分。

千種区、昭和区、瑞穂区、南区、緑区、名東区、天白区にお住まいの方は

## 名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター東部事務所



〒468-0015

名古屋市天白区原一丁目301

(原ターミナルビル3階)

電話 052-803-6100

FAX 052-803-6600

### 交通案内

地下鉄鶴舞線「原」駅下車

②番出口すぐ。

このパンフレットは古紙パルプ再生紙を使用しています。

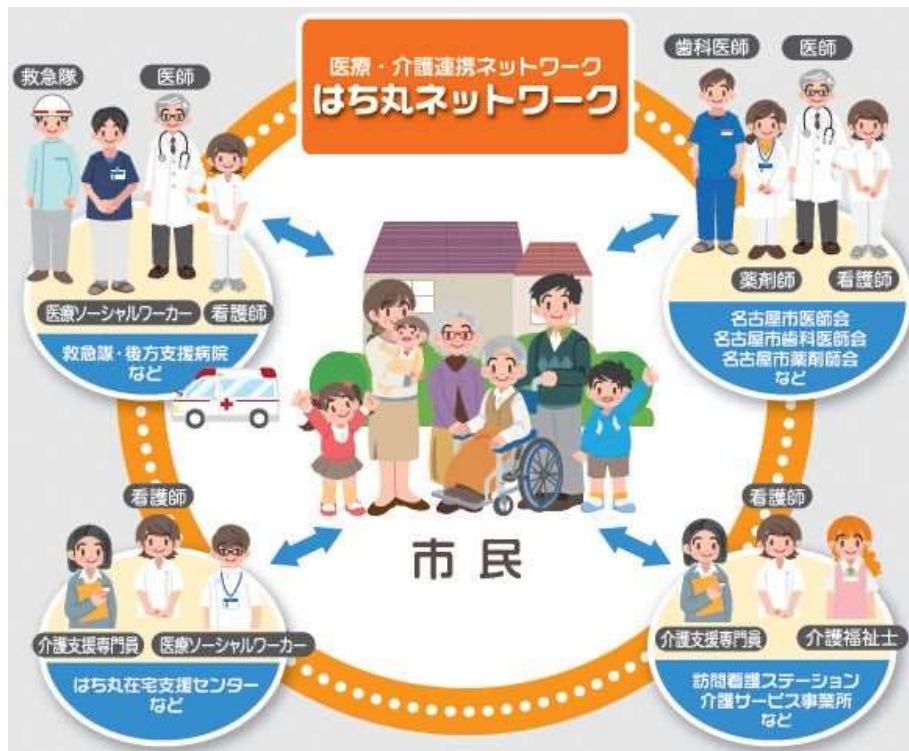
2019.2.3750

## 在宅医療・介護連携のための情報共有ツール 「はち丸ネットワーク」をご利用ください

高齢者が在宅で療養生活を送るためには、複数の提供主体による医療・介護サービスが必要であり、職種間の情報共有が重要となります。

名古屋市では、名古屋市医師会への委託により、ICT（情報通信技術）を活用してウェブ上で情報共有ができるシステム「はち丸ネットワーク」を構築しております。

お手持ちのパソコン・スマートフォン・タブレットを使って、日々の記録や連絡事項などを安全かつ効率的に共有することができ、一部レセプト請求ソフトとは連動が実現しております。是非ご利用ください。



### お問い合わせ先

各区はち丸支援センター

受付：月～金曜（祝日・年末年始を除く）午前9時～午後5時

○千種区(富山ビル2階)  
千種区内山1-18-13  
電話 732-0874 FAX 732-0875

○東区(名古屋市医師会館1階)  
東区葵1-4-38  
電話 933-0874 FAX 937-8741

○北区(ポルト大曽根1階)  
北区大曽根3-4-14  
電話 982-0874 FAX 982-0875

○西区(名鉄病院1号館4階)  
西区栄生2-26-11  
電話 561-0874 FAX 561-0875

○中村区(鵜飼リハビリテーション病院1階)  
中村区太閤通4-1  
電話 481-0874 FAX 481-0876

○中区(名城病院1階)  
中区三の丸1-3-1  
電話 201-0874 FAX 201-0877

○昭和区(オフィスはなみずき1階)  
昭和区山花町62-1  
電話 763-0874 FAX 763-0875

○瑞穂区(名古屋市立大学病院地下1階)  
瑞穂区瑞穂町字川澄1  
電話 852-0874 FAX 852-0875

○熱田区(デイサービスセンターろくばん3階)  
熱田区六番1-2-15  
電話 683-0874 FAX 683-0881

○中川区(休日急病診療所2階)  
中川区高畑1-222  
電話 354-0874 FAX 354-0875

○港区(名古屋市医師会看護専門学校1階)  
港区千鳥1-13-22  
電話 652-0874 FAX 652-0878

○南区(笠寺病院1階)  
南区松池町3-19  
電話 823-0874 FAX 823-0876

○守山区(休日急病診療所1階)  
守山区小幡1-3-2  
電話 795-0874 FAX 795-0881

○緑区(名古屋市立緑市民病院3階)  
緑区潮見が丘1-77  
電話 896-0874 FAX 896-0876

○名東区(サンライズⅡ1階)  
名東区本郷2-14  
電話 760-0874 FAX 760-0875

○天白区(並木病院1階)  
天白区荒池2-1101  
電話 800-0874 FAX 800-0875

◎一般社団法人名古屋市医師会 在宅療養支援課  
東区葵1-4-38 電話 937-7801(代表)

ポータルサイト：<https://ehr.hachimaru-net.nagoya/>

健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課 担当：地域支援係 電話：052-972-2549



市内 16 区はち丸在宅支援センターは、  
令和 5 年 10 月 1 日から

## 「名古屋市はち丸在宅支援センター」

となります。



現在市内 16 区に設置している「はち丸在宅支援センター」は、より円滑な事業運営を目的として、令和 5 年 10 月 1 日から市内 1 か所に集約され、

**「名古屋市はち丸在宅支援センター」** となります。

集約後も各区担当者を配置し、地域の関係多職種の皆さまとの関係を継続・発展させながら、医療と介護の連携事業を推進して参ります。

また、「集約しても顔の見える関係」を第一に、拠点をベースとして積極的に訪問等を行って参りますので、引き続きよろしくお願いたします。

集約にともない、しばらくはご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、ご理解いただけますと幸いです。ご不明な点等ありましたら、遠慮なくお問い合わせください。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

問い合わせ窓口：一般社団法人名古屋市医師会  
在宅療養支援課

電話：052-937-7801

～あなたもまちもいきいき！～

# ふれあいいきいきサロン 整備助成金



「ふれあい・いきいきサロン」とは？

- ①地域住民のみなさまが（高齢者や障がい者、子育て中の親子、地域住民どなたでも）
- ②身近な場所に集まって（コミュニティセンター、集会所、福祉施設、空き家や空き店舗、公園などの集いの場）
- ③気軽に楽しくふれあいを深め交流する活動です。（みんなで内容を決めて運営していく）

地域の「お茶の間」「たまり場」とも言われています。



名古屋市・区社会福祉協議会では、高齢者や障がい者、子育て中の親子、地域住民どなたでも集まることができるサロンの開設、運営費用の一部を助成する事業を実施しています。

	開設助成金	運営助成金※②、③については、高齢者のみ	
内容	サロン開設に際し、必要な物品購入経費に対する助成	サロン運営の実績に対する助成	
参加対象	名古屋市内在住の高齢者、障がい者、子育て中の親子等、地域住民の誰でも参加対象とすること		
実施場所	コミュニティセンター、集会所、社務所、福祉施設、空き家や空き店舗、公園など地域住民が集える身近な場所		
実施回数	月1回以上、定期的に	月2回以上、定期的に	月4回以上、定期的に
助成額	50,000円	① 月2,000円（小規模） ② 月6,000円（中規模） ③ 月10,000円（大規模）	① 月4,000円（小規模） ② 月12,000円（中規模） ③ 月20,000円（大規模）
参加人数	5人以上	① 5人以上（小規模） ② 15人以上（中規模） ③ 25人以上（大規模）	
申請の条件	地域団体、ボランティア団体、NPO法人、社会福祉施設、企業等、多様な活動主体が営利を目的とせずに実施する場合		
申請時期	随時受付（区社協）	半期ごとに受付（区社協）	
その他	助成の件数には限りがあります。なお、領収書（開設費用申請時）、参加者名簿（運営費用申請時）等、添付書類が必要になります。		

※詳しい申請方法・助成内容については、必ず各区の社会福祉協議会までお問い合わせ下さい。



## 社会福祉協議会一覧

区社協名	住 所	電話番号 (FAX 番号)
名古屋市社会福祉協議会	〒462-8558 北区清水4-17-1 総合社会福祉会館5階	911-3193 (913-8553)
千種区社会福祉協議会	〒464-0825 千種区西崎町2-4-1	763-1531 (763-1547)
東区社会福祉協議会	〒461-0001 東区泉2-28-5	932-8204 (932-9311)
北区社会福祉協議会	〒462-0844 北区清水4-17-1 区総合庁舎 1 階	915-7435 (915-2640)
西区社会福祉協議会	〒451-8508 西区花の木2-18-1 区役所等複合施設5階	532-9076 (532-9082)
中村区社会福祉協議会	〒453-0024 中村区名楽町4-7-18 複合施設1階	486-2131 (483-3410)
中区社会福祉協議会	〒460-0013 中区上前津2-12-23	331-9951 (331-9953)
昭和区社会福祉協議会	〒466-0051 昭和区御器所3-18-1	884-5511 (883-2231)
瑞穂区社会福祉協議会	〒467-0016 瑞穂区佐渡町3-18	841-4063 (841-4080)
熱田区社会福祉協議会	〒456-0031 熱田区神宮3-1-15 区役所等複合施設6階	671-2875 (671-4019)
中川区社会福祉協議会	〒454-0875 中川区小城町1-1-20	352-8257 (352-3825)
港区社会福祉協議会	〒455-0014 港区港楽2-6-32	651-0305 (661-2940)
南区社会福祉協議会	〒457-0058 南区前浜通3-10 区役所庁舎4階	823-2035 (823-2688)
守山区社会福祉協議会	〒463-0048 守山区小幡南1-24-10 アクロス小幡2・3階	758-2011 (758-2015)
緑区社会福祉協議会	〒458-0041 緑区鳴子町1-7-1	891-7638 (891-7640)
名東区社会福祉協議会	〒465-0025 名東区上社1-802 上社ターミナルビル2階	726-8664 (726-8776)
天白区社会福祉協議会	〒468-0015 天白区原 1-301 原ターミナルビル3階	809-5550 (809-5551)

サロンに関することで分からないこと、お困りのことがありましたら  
是非、お近くの社会福祉協議会（社協）へご相談ください。



この助成事業は、「名古屋市高齢者サロンの整備等生活支援推進事業」及び「名古屋市社会福祉協議会ふれあいいいきサロン推進事業（名古屋市福祉基金）」に基づき実施しています。